

- 1 会議名 決算特別委員会（第2日）
- 2 開催日時 令和6年9月18日（水） 午前10時00分～午後5時20分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、
6番 今原ゆかり、 8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、
10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（4番）杉浦 康憲
- 5 欠席者 7番 福岡 里香
- 6 傍聴者 一般3名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記1名
- 9 付託案件
議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 5 年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第 8 号 令和 5 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和6年9月18日)

別紙

7 説明のために出席した者

市長 吉岡 初浩	副市長 深谷 直弘	教育長 岡本 竜生
企画部長	木村 忠好	
総合政策GL	榊原 雅彦	秘書人事GL 野口 恒夫
ICT推進GL	平川 亮二	ICT推進G主幹 東 文彦
総務部長	杉浦 崇臣	
行政GL	久世 直子	
財務GL	本多 征樹	
市民部長	岡島 正明	
市民窓口GL	神谷 直子	経済環境GL 島口 靖
税務GL	西口 尚志	
福祉部長	磯村 和志	
地域福祉GL	東條 光穂	地域福祉G主幹 角谷 権
介護障がいGL	都築 真哉	福祉まるごと相談GL 野口 真樹
健康推進GL	中川 幸紀	健康推進G主幹 鈴木美奈子
こども未来部長	磯村 順司	
こども育成GL	板倉 宏幸	
文化スポーツGL	鈴木 明美	
都市政策部長	杉浦 睦彦	
土木GL	清水 健	都市計画GL 村松 靖宣
防災防犯GL	芝田 啓二	
学校経営GL	内藤 克己	学校経営G主幹 小嶋 俊明
会計管理者	山下 浩二	
代表監査委員	伴野 義雄	議選監査委員 神谷 直子
監査委員事務局長	加藤 直	

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は多数であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、特別会計、並びに議案第 53 号及び企業会計についての質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、一般会計は初めに全体にわたる質疑を行い、その後、歳入・歳出ともに款ごとに行ってまいります。

特別会計及び企業会計につきましては議案ごとに、特別会計に当たっては歳入歳出一括にて、企業会計に当たっては収入支出を一括にて質疑を行います。

議案第 53 号は、関連上、企業会計と一括議題として質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑については、二、三問にまとめて行っていただくとともに、数字のみの確認、及び、調書に記載されている事項、例えば契約者名や事業者名、契約形態など軽微な内容の確認、要望、及び、他の委員との重複は避け、発言は議案の範囲を超えないよう簡潔明瞭をお願いいたします。

また、各款の質疑の締め切りを宣言した後の質疑は受け付けません。他の委員の質疑、及び、当局の答弁を聞くことも質疑の一環であるとともに、他の委員のことも考え、自分本位な質疑とならないようよろしくお願いします。

質疑に当たっては、主要施策成果説明書、または決算書等のページ数、及び、款、項、目、節等を示し、御発言いただきますようお願いいたします。

なお、発言時のマイク操作につきましては、事務局でスイッチの切り替えを行います。

質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計並びに議案第 53 号及び企業会計の質疑終了後に許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、ご了承ください。

それでは、認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

「委員長。」と発声するものあり。

委員長 13番倉田委員。

問(13) 今の説明について1点委員長にお尋ねしたいんですけど、自分本位の質疑というのはどういうことなのかよく分からないので教えてください。

委員長 ただいま倉田委員からの質問がございましたが、皆様にお諮りした際に御異議なしというふうにご了承いただきましたので進めさせていただきます。

問(13) 私は異議があるかないかではなくて、異議があるかないかは今ここでお聞きになっておりませんし、自分本位の質疑というのが私はちょっとよく分からなかったもので、委員長から御説明いただきたいというところでございます。

委員長 御説明申し上げたとおりです。

それでは進めます。

《議 題》

認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

委員長 質疑を行います。まず、一般会計全体に関する質疑を許します。

問(9) 財政の弾力化を示す経常収支比率が、本市が97.6%で全国平均が約93%でございます。余力が2.4%しかございませんが、この数値をどう評価して、今後改善していく道筋はあるのかを教えてください。

答(総務部) 今長谷川委員がおっしゃられたように非常に経常収支比率が悪化してきております。この要因といたしましては、やはり物価上昇等による物件費とかまたそういった扶助費とか、そういったものの上昇が非常に影響してきているのかなということを思っております。これは本市だけでなく、県内の他の市を見ても同じようなことが言えるのかなというふうに考えておりま

す。

今後このような改善に向けてについては、やっぱり歳入面では、積極的な今後もやっぱり企業誘致とかをやっていくのと、また市税徴収率の向上に取り組むなど財源の確保に努めるとともに、歳出面では経常経費の見直しに取り組むほか、事業の重点化により身の丈に合った財政運営を行う必要があるというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

問（9） 分かりました。

毎年同じようなことを答弁で聞いてはいるんですけど、そのあたり、やっぱり2年連続で赤字ということで、その辺本格的に、それまで準備してきたと思うんですけど、これから本当にさらに厳しくなるということで、その辺覚悟じゃないですけど、今までとはここが違うぞっていうところがあれば教えてください。

答（総務部） いろいろと行政経営改革ヒアリングとかそういったことも行っている中で、若干職員の意識とかも変わってきておって、特にこの間の一般質問の中でも御答弁させていただきましたが、この令和7年度の当初予算編成に向けては、部局ごとの枠予算配分というようなことも取り組んでいきたいと思っておりますので。あとまた今後見込みとしては税収のほうも上昇してくるのではないかなという見込みもございますので、その辺の中でしっかりとバランスをとって健全な財政運営に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

問（12） 決算審査意見書の7ページにもありますように歳入における不納欠損額につきまして、前年度と比較して29.3%の増加となっているとありますけれども、この原因についてお願いできればと思います。

答（税務） 不納欠損額が増額の要因ですけれども、この二、三年の間にいわゆる滞納処分の執行停止という処分を行いまして、その処分を行いますと3年後に不納欠損をすることができるといって、この二、三年前に積極的に行いました、その執行停止の分の不納欠損ということもございます。

問（13） 今長谷川委員のほうからいろいろお話がありましたが、当局のほうからまずこの令和5年度の一般会計決算の全体についての総括をお願いしたいのと、あと昨年度、特に力を入れて実施してきたこと、それから浮かび上がってきた課題についてまずお聞かせください。

答（財務） 令和5年度の決算のどのような評価というところがございます。歳入で申し上げますと市税収入が対前年度比で約1,000万円の増加にとどまったということもございまして、繰入金金のほうが前年度比で1億6,000万円余りの増加というところで総額でいうと4億5,000万円余

りというところでございます。

また先ほど申し上げました財政の硬直化を表します経常収支比率が 97.6%ということで前年度比でも上昇しているというところでございます。

また健全化の判断の比率につきまして、全て4つの指標があるところでございますが全て基準を下回ったというところでございますが、個々では上昇も見られるといったところでございます。こういった結果からも令和5年度は厳しい財政運営であったと考えております。

しかしながら第7次の総合計画のスタートの年としまして、子育て教育環境の整備、またDX等の推進、物価高騰の影響を受ける中での各家庭への経済的な支援、あとは高取小、吉浜小の改良工事等を初めとした公共施設の総合管理計画の進捗などそういった重点施策には必要な財源を確保して実行できたものと考えております。

問(13) 5年度の決算カードを見ますと、地方債の現在高が93億1,846万3,000円で、債務負担行為額が83億5,548万2,000円となっております。これを合計すると176億7,394万5,000円になるんですね。これ財政規模からすると非常に高いなと思っておりまして、これ将来の負担が非常に大きい自治体っていうことが言えると思うんですね。この先ほど申し上げた地方債現在高と債務負担行為を足した金額についても年々これずっと増加してきております。非常に厳しいどころか将来の不安が私は大きいと思うのでこの点についての市の見解を求めたいと思います。

答(財務) 地方債の残高、債務負担行為等の金額というところでございますけれども、そういった先々の見通しにつきましては現在の長期財政計画をもって、先々令和40年度までの見通しをお示しをしているところでございます。

なお、この長期財政計画の推計におきましては、基金の残高も令和6年から8年、財調が10億円を切るというところでございますが、枯渇をすることなく財政運営は行っているものと推計をしているところであり、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

問(13) 長期財政計画をもって先々の見通しを行う上で、財政運営できるというような今お話があったかと思いますが、この長期財政計画において未だにこの庁舎のリース後の金額、それから今すごく問題になっている衛生組合のクリーンセンター、ゴミの焼却施設が将来どうなるかっていうことについては仮の金額とかも全く反映されていないので、私は長期財政計画をもってっていうところが、あまりにもちょっと問題があるのかなと思うんですけど、そのあたり長期財政計画に反映させない理由とか、それをもってしても財政の運営に対しては不安がないということ

でよろしかったでしょうか。

委員長 当局、答えられる範疇で答えてください。

答（総務部） 当然本庁舎のリースについては前々から 13 番委員のほうからいろいろ御質問いただいております、令和 19 年のリース期間満了後にはまだどういうふうに、要は形態をやっていくかというのはまだ決まっております。これは令和 16 年度以降、検討していきますのでそこで初めて明らかになってまいります。お返しするというのも選択肢の一つとしては考えておりますので、その辺は当然長期財政計画にはまだ反映できません。

それと衣浦衛生もまだ実地計画上、その辺のことは一切示されておきませんので、長期財政計画上は入れることはできません。ただ今後令和 40 年以降後も計画でそういったのが入ってきて、今後のそういった人口減少の税収等も若干減少傾向にあるかもしれないんですけど、それでも今のところやっていけるというふうに考えておりますのでよろしくお祈いします。

問（13） ちょっと私よく分からないんですけど、長期財政計画をもって財政運営いいよっていうことだと思ったんですけど、今でいうと結局リース期間満了後、それから衛生組合のクリーンセンター、これがどうなるか分からないけど大丈夫っていうのは、何をもってそれを私たち根拠を持って大丈夫か…

委員長 倉田委員に申し上げます。

令和 5 年度の決算に絡めて質問のほうをお願いいたします。

問（13） 長期財政計画をもってっておっしゃってるのでそれで聞いておりますので絡まってないんだったらそれ根拠を示しただけたらと思います。

答（総務部） 長期財政計画をしっかりと見ていただいているかどうか分かりませんが、令和 40 年度の今の計画では、財調も大体 20 億円ぐらい積めるようになっておりますのでそういった部分を見ても、そういった今後のそういった財政負担が出てきたとしても十分やっていけるんじゃないかというふうに思っています。

問（13） 私はちょっと 20 億積めるってなかなか思えないんですけど、今の状況を見ていると。特に、今本市の貯金いわゆる財政調整基金が 10 億円を切るっていう状況になったんですね。切る以前にもう対策を打つべきであったと思うんですけど、その最たるものがかわら美術館の運営費で、令和 5 年度はこれ 2 億 5,000 万円計上しているんですね。これ令和 5 年度のいわゆる財政調整基金や前年度からの繰越金を加味しない純粋な収支、いわゆる実質単年度収支がマイナス 5 億 4,795 万 5,000 円となっているんですね。これ令和 3 年度はプラスだったんですけど、令和

4年度、5年度、マイナスになっております。この状況につきましてはどのような分析や評価をされているのか教えてください。

委員長 質問が重複しておりますので質問の仕方を変えてください。

当局答弁されますか。よろしいですか。

答 弁 な し

委員長 13番、倉田委員。

問(13) なぜ重複してるかっていうのが分からないので教えてください。私は令和4年度、5年度のマイナスについて特に2年間連続でマイナスになっているので、その分析、評価について、ここの部分について教えてください。

委員長 当局、重複してない部分で結構ですのでその部分だけお答えください。

答(総務部) 5年度決算なので5年度のことについて答弁させていただきますが、市税収入が基本4年度から5年度にかけてはほぼ横ばいという状況であったことと物価高騰の影響を受けたことによるものが原因だというふうに考えております。

問(13) 5年前の長期財政計画(平成30年度)を見ますと、令和5年度末の基金残高が、財政調整基金が13億3,500万円ってなってるんですね。公共施設の整備基金のほうは6億3,500万円になっておりました。これ合わせて、19億7,000万円になってるんですね、当時の長期財政計画。これ今、あまりにも差異があると思うんですけど、この状況についてどのようにお考えなのか教えてください。

委員長 市長。

意(市長) 反問権。

委員長 市長、反問権行使されます。

問(市長) 財調だとか、基金全体というのは、倉田委員、どういうためにあるというふうにお考えですか、その質問の意味は。それが分からんと質問の意味は分かりません。

委員長 ただ今市長反問権主張しておりますので倉田委員お答えください。

問(13) これ必要であるからお示しいただいてるんですよね。こういうことをきちんと…

委員長 倉田委員が質問するのではなくお答えください。

問(13) だってこれ、どこもきちんとお示しいただいてるじゃないですか。なぜお示しいただ

いてるかっていうと財政運営上、やはり指標となるものですよね。指標となるものであって、財政調整基金についてはずっと高浜市は、リーマン・ショックのときに20億あったものが10億に減っちゃったから、10億は必要ですよっていうことを当局のほうがおっしゃってますよね。ですから、やはりそれは必要なものではなかったんでしょうか、違いますか。

答（市長） 委員答えてないんで、私どもも答えることはできないんですけど。

委員長 13番委員、明確にお答えください。

問（13） いや、明確ではなくて私は質問が、5年前の長期財政計画と今の状況があまりにも違ってるので、これについてどうお考えですかってところをお聞かせいただきたいので、なぜそれが質問が分からないってというのが私は理解できないので。

答（市長） お分かりになっていないようなので申し上げますけど、基金っていうのは生き物なんですよね。要は、歳入が、税収が減れば基金を使わざるを得ない時期があるわけですよ。だから長期財政計画上で、今申し上げたように、リーマン・ショックもそうですしコロナもそうです、物価上昇もそうです。こういう状況であって、経済状況が変われば基金を減らすことは十分にあり得るわけです。そのための基金なんです。基金という名前ついてるだけではないんですよ。そういうことなんです。

だから、10億円というのはあくまでも目安で10億円ぐらい持つておく必要があるだろうなというふうに言ってるだけのことで、10億円を下回る部分もあり得るってことです。どっからお金持つてくるんですか。だから基金って何ですかって私聞いているわけですよ。そこをお分かりならんで質疑をしておるようであればこの質疑はする必要はないと思います。

問（13） ちょっと今市長がおっしゃってたことが何が言いたいのかちょっと私はよく分からなかったんですけど…

委員長 倉田委員に注意申し上げます。自身が反問権でお答えになられてないところで逆に聞き返すところがありますので、まず基金とはなんぞやっていう部分を回答いただいてから発言をお願いいたします。

問（13） 一言で言えば市の貯金ですよ。市の貯金がこのときに19億7,000万円あることになってたんですよ。それが結局今の状況になっているので、それは今の市長のお答えでいくと、10億下回っていても、物価高とか生き物だから、今は下回っていても仕方ないですよってお答えでいいんじゃないですか、違いますか。違うんでしょうか、市長。そういう理解でいいんじゃないでしょうか。

答（総務部） 5年前と比べられてますけど、市長言われたようにコロナがありました、そのあと。世界情勢に伴う物価上昇もありました。その中でちょっと申し上げます。9月補正、これで御可決いただければ、その後の財政調整基金の残高は16億円ほどございます。公共施設整備基金であれば、2億5,000万円ほどございます。こういったコロナやそういった物価上昇の中であってもそれだけ維持できているというふうに私としては評価しておるところでございます。（後述訂正あり）

問（13） 総務部長のほうの説得力のあるお話だったかな…

委員長 倉田委員、全体に聞こえておりませんので、大きな声でお願いいたします。

問（13） 10億を切った場合、今後ももう連続して切るって分かってるんですよね。行財政改革ってというのは行われたのか。いつから行われたのか…

委員長 倉田委員に申し上げます。議題の範疇を超えておりますので質問の仕方を変えてください。1回目の注意です。

問（13） 何が議題の範囲を超えているのか理由を…

委員長 今決算について議論しているところです。行財政改革について今詳しく論じる時間ではございませんのでその辺質問の仕方を変えて質疑をお願いいたします。

問（13） ですから、行財政改革が行われているのであれば、それはそれでどういうふうに行われているのかということをお話いただければ、今回の決算10億切ってるけど認めざるを得ないよねってなることもあると思うんですよね。ですからそういう措置がされたのか、この5年度にされたのか、それについてお聞きしたいんですけど。お願いします。

答（総務部） その前にちょっと私先ほど9月補正後の財政調整基金が16億って言いましたが、10億ちょっと超えるぐらいでございました。

あと10億下回ると言われていますけど、それはあくまで長期財政計画上で10億を下回るのがこの8年度までは下回る見込みだと。ただそれを何とか私どもとしては10億を堅持できるようにいろいろと対策を練っているわけでございます。その中で行財政経営改革ヒアリングとかそういったことも行う中で、少しでも経常一般財源が削減できればというふうに取り組んでおりますのでよろしく申し上げます。

問（13） 行財政改革を行うということで長期財政計画にも示されているんですけど、それイコール今の御答弁でいくと行財政ヒアリングがそれに当たるという理解でよろしいんでしょうか、どうなんですか。よく分からないので教えてください。

委員長 その部分だけで結構です。当たるか当たらないかないかで。

答（財務） 令和5年度におきましては、試行的な実施として行財政経営改革を実施したところ
でございまして、それ以外にも取り組んできたところでもあります。また令和6年度予算に向けて
は枠配分予算ですとかそういった取り組みを通じて経常経費の削減等に取り組んでいるという
ところがございます。

問（13） ちょっとよく分からないんですけど今行財政経営改革を今行っているって言われたん
ですけどそれが行財政改革の一つ、どういうことでしょうか、ちょっとよく分からなかったんで
すけども。行財政改革の一つが、そのヒアリングとか行財政経営改革になるんですか。ちょっと
よくその辺が分からないので、きちんとやっぱりそれに今回の、今の危機的な状況に対してどう
いう対応をされて、この令和5年度されてきたかを教えていただきたいんですけど。

委員長 当局、今の質問、御理解いただきましたか。

答（総務部） 行財政改革ヒアリングは行財政改革の一環でありまして行財政改革に着手したと
言えるというふうに考えております。

それと5年度につきましては、これも一般質問等でもお答えをしておったと思いますが、有識
者による研修会、それと試行的にであります事業をいろいろとピックアップした中でヒアリン
グを行ってきたというような中で、5年度の成果としては若干であります委託料等で削減効果
があったというものでございますのでよろしく願いいたします。

問（13） 有識者による抜本的な改革、それを今おっしゃったんだと思うんですけど、これ試行
的にされたということなんですけど、これどのように具体的に行われたのかについてまず1点目
としてお聞かせいただきたいのと、あと委託料の削減があったってということなんですけど、これ
委託料の削減、指導や改善を行った結果についてお聞かせいただきたいんですけど、委託料の削
減のみでしょうか。もしこれ委託料の削減は費用対効果としてどれくらい効果があったのか、ど
の部分の削減が行われたのか教えてください。

答（総務部） ヒアリングについては昨年一般質問でお答えしてると思うんですけど、例えばま
ち協の補助金ですとか、町内会の補助金、それとマシNSTAジオの在り方、高浜市民レガッタで
すとか観光協会補助金、社協への補助金等、そういったものについてのヒアリングを実際に行っ
たという中で、成果としてはマシNSTAジオの運営委託料として605万2,000円の減、市民レガ
ッタとして13万1,000円の減額があったというところがございます。

問（13） 今多分おっしゃってたのは、委託料の削減とか、補助金についてなんですけど、他に

も指導とか改善を行った結果についても教えてください。

答（総務部） さっき言いましたヒアリング項目の中での削減は以上のとおりでございました。ただ、5年度は試行的に行っておりまして6年度は本格実施をしておりますのでそういった中で今後の7年度の当初予算編成の中にそういったのが生きてくるんじゃないかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。

問（13） ごめんなさい、さっきの長期財政計画に戻るんですけど、これ本当にここだけ確実に…

委員長 倉田委員に申し上げます。元に戻るんじゃなくて段階的にしっかりと整理をして質問を行ってください。

問（13） これ検収調書をちょっと見させていただくと、財政調整基金について、標準財政規模の10%を確保する目的、それから標準財政規模の20%を目標って言ってるんですね。

目標年次は特に定めてないけど長期財政計画の期間中、いわゆる令和40年度までは枯渇しないように運営を行っていきますということで先ほどおっしゃってる御答弁に当たるのかなと思うんですけど、一方で、この公債費というのが令和4年度から償還の返しに大きく増加していて、令和5年度についても同様の水準で推移してるって記述がございます。今後、高取小学校、吉浜小学校、港小学校の長寿命化改良工事費についても、次々に償還が始まることから、私は本当に長期財政計画、枯渇しないという保証がないっていうふうに私は見えてしまうんですけど、先ほどおっしゃっているようにもう枯渇しないですよっていうことで、その確認だけちょっと申し上げたいと思います。しないですよということで市長よろしかったでしょうか。そこはぜひ力強いお言葉いただきたいんですがお願いします。

答（総務部） 公債費負担比率についても今7.5%で全国平均7.6%というところで、高浜市が公債費を他の自治体よりも極端に多いということもございませんし、長期財政計画の中にもそういった部分を見込んで公債費の償還の部分についても見ておりますので御心配なさらずにということをお願いします。

問（13） 今のお話を総合的に考えると長期財政計画の私、大幅な見直しが必要ではないかと思ってるんですけど、必要もないということでもよろしかったでしょうか。

答（総務部） 長期財政計画は毎年見直しておりますので、そこで必要な見直しをかけていくということですのでよろしくお願いします。

問（13） では代表監査委員と議選の監査委員それぞれにお聞きいたしたいと思います。

令和5年度の監査において、契約及び事務手続き等におきまして、指導や指摘または是正を行った件数についてお答えください。

答（監査事務局） これまで監査をしてきた結果につきましては、その都度議会のほうへ報告させていただいております。結果につきましてはそれ以上でもありませんのでよろしく願いいたします。

問（13） 私は監査委員にどういった、何件ぐらいされてると思いますので、大体今数字がなければ後でお答えいただいても結構ですし、大体これぐらいですよというものはあったと思いますので監査委員それぞれをお答えください。

答（監査事務局） 指摘事項につきましては内容はありませんでした。

委員長 倉田委員に申し上げます。

監査につきましては、審査意見書のほうをしっかりと確認いただいて質疑のほうを行ってください。

問（13） すごいびっくりするんですけど、他の自治体を見ると何十件とか指摘や指導を行って是正をしたということがあるんですけど、そういったことはゼロということですか、高浜市は。

委員長 倉田委員に申し上げます。

これについては監査委員の業務に関することの質疑ですか、それとも決算に関する質疑ですか、その辺を整理して質疑のほうをお願いいたします。

問（13） 決算に関わることなのでお聞きしております。

答（監査事務局） 先ほどお話したように、指摘に至る事項についてはありませんでした。

ただいろんな内容についてはその都度担当部局のほうにはお話をさせていただいておりますが、その内容について手元のほうには資料はありませんので今お答えできるのは、指摘された事項としてはないという形でお答えさせていただきます。

問（13） よく分からなかったんですけど、手元にないから分からないのか、指摘事項はゼロなのか、ゼロってことはまずないと思うんですけど、いろんな問題点があったと思うんですけどそういったことが全くゼロということでもよかったですね。違いますよってことであれば後でお答えいただければ結構です。

次に行きます。健全化判断比率における実質公債費比率、これが令和2年度はマイナス0.1%であったところ、令和5年度2.9%なんですね。これ非常に高くてびっくりしました。この状況についての評価について詳しく教えてください。

答（財務） 公債費につきましては、やはり現在過去と比べまして上がっているというところがございますけれども、現在の公共施設の総合管理計画に基づいた長寿命化改良工事等を実施しているところがございます、その財源としても市債を活用しているというところがございます。したがってそういった比率として上昇に繋がっているものと考えているところがございますが、健全な財政については長期財政計画等の見通しなどをもって引き続き努めてまいりたいと考えております。

問（13） これ実質公債費率がプラスになっている自治体って近隣市あるのでしょうか。

答（市長） 今、近隣市の比較を調べてると思いますが手元にあるかどうか分かりませんが、そもそも実質公債費比率は、先ほどうちのリーダーがお話したように、建設する事業が多ければこれ増えていくわけですね。ここに書いてあるように早期健全化基準が25%になってますよね。それをはるかに下回っているというところがこの指標の意味するところで、この審査をされた中で、この健全化の比率が特に公債費率でいえば2.9%ならこれは問題ないですよということがこの中に書いてあるわけでそれが他市がどうだとか、それからマイナスだったからどうだとか、ということをご審査をしていただくような話ではないと思っておりますが、他市のことはここですぐ調べてるかどうか分かりませんが、あるかどうか分からないような質問をここでしていただいても、なかなかお答えできませんね。

答（総務部） 近隣市の実質公債費比率、碧海五市で申し上げますと、1市がマイナスで4市はプラスですのでよろしくお願いします。

問（13） これ先ほどから言ってることなんですけど多分同じような御答弁になるかもしれませんが、これ将来負担比率も令和2年度18.6%であったところ年々増加しまして令和5年度28.8%なんですよね。こちらについても評価とどのようにお考えなのか教えてください。

答（財務） 将来負担比率が上がっているというところがございます。こちらも公債費に関わる市債に関わるものがございます先ほど答弁させていただいたとおりの影響によりまして上昇しているというところでございます。

ただ早期健全化基準が350%というところにあって高浜市では28.8%と非常に低いこととございまして、引き続き健全な財政運営には努めてまいりたいというふうに考えております。

問（13） 決算書の80、81ページを御覧いただくと、歳入の総括表というものがございます。いわゆる歳入に対して予算に対して入ってくる額が実質少なかったよってということで不能欠損額が出ていて、一番右が構成比でその次が予算対比なんですけど、例えば国庫支出金が81.8%、

それから県支出金が 93.5%、それからその下の財産収入は 77%になっております。その下の寄附金も 55.5%ということで 100%を大きく下回ってるんですけど、ここについて 3月補正でなぜそういうところを補正をされないのかこれよく分からないんですけど、その補正される基準とかってというのは何か要綱とかそういったもので決まっていればそれは教えていただきたいし、やはりそれは 3月補正でやるべきではないのかなと思うんですけど、そのあたりのお考えとかお聞かせください。

答（総務部） 補正予算につきましては、各期の補正予算を出すときに各部局へは通知を出しているという中で財政のほうとしては、例えば歳出であれば極力そういったことも執行残が出ないように削減をしてくださいというような話をしてしておりますが、歳入についてはそこまで明確に指示は出しておりません。

問（13） 今指示っていうふうにおっしゃったものですから特に内部的なルールというか、決め事、要綱とかも特にそういう基準っていうものはないっていうことでよろしかったですね。

答（総務部） 基準はございませんが、ただ国庫支出金等はそういった国の動向等を調査しながら適切に予算計上してくださいよということで通知の中で言っているぐらいでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、一般会計全体に関する質疑を打ち切ります。

《歳 入》

委員長 歳入の 1 款から各款ごとに質疑を行います。

1 款 市税

委員長 質疑を許します。

問（12） 1 款に関しては、3つの税について質問させていただきたいと思います。まず、決算書 84 ページ、1 款 1 項 1 目の個人市民税につきましてですが、6 月 28 日の全員協議会にて説明があつて、決算審査意見書 44 ページにも記載があります、個人県民税納入額の一部が過納であったことに関し、その原因が納入額算出のための集計用エクセルシートへの転記ミスであつたと

あります。今後、この転記をマクロ化するとありますけれども、なぜこれまでマクロ化できなかったのか。また、この部分に限らず、他にもマクロ化しておくべき処理はないのかについてお願いいたします。

もう一つ、決算書 84 ページ、1 款 1 項 2 目法人市民税に関しまして、資料要求の資料 3 にありますように、資本金 10 億円以上の法人に対して、法人税割を標準税率 6.0% から制限税率 8.4% にした場合約 1 億円の増収となります。資本金 10 億円以上の法人への不均一課税導入に対する検討が必要ではなかったかと思いますがどうでしたでしょうか。

最後に主要施策成果説明書の 25 ページの 5 の都市計画税についてですが、これの用途状況として下水道事業となっています。物価が高騰している中、非常に負担が重いのではないかと思います。現在の税率最高の 0.3% と思いますが、碧南や西尾のようにこの税率を下げるお考えがなかったのかどうかお願いします。

答(税務) まず個人県民税の過納金の件で、なぜマクロ化してなかったのかということですが、従前からマクロ化でなく手集計でやっていたところをずっと続けてやっておったと。今回過納金が出てしまったことによってそれを二度と起こさないような対策としてマクロ化を図ったというところがございます。それ以外でマクロ化しているところですが、税務グループにおいては、もうほとんどの業務が電算処理をしておりますので、現時点ではマクロ化を他にすべきものというのとは考えておりません。

続きまして、法人市民税の不均一課税の関係でございます。この不均一課税を導入する場合には、対象となる企業の皆様に標準税率を超えた税負担に対して御納得いただけることが最も重要でございます。現時点では、本市におきまして、市内の企業の皆様に納得していただける特別な事情が見当たらないことから、資本金等による不均一課税の導入は現時点では考えてございません。

続いて、都市計画税の税率の引下げについてでございます。都市計画税につきましては、都市計画事業に充てる目的税でございます。これは重要な財源となっていることから、こちらにつきましても現時点では引き下げる考えを持ち合わせてはございません。

問(13) 市税の固定資産税についてお伺いしたいと思います。

本来、歳入として上がってくるべき固定資産税について、市が公共的団体に対して公益的に使用しているとして、非課税及び減免して歳入には入っていない固定資産税というのが出てくると思うんですけど、それがいくらになるのかについてお答えいただきたいと思いま

す。非課税については分かる範囲で結構なんですが、減免については全て把握されていると思いますので、お願いいたします。

それから、高浜市民についても非課税及び減免措置が取られて見えるところがあると思うんですけど、その件数と金額についても教えてください。

答（税務） 減免につきましては、今その数字は持ち合わせてございません。

問（13） 本来、減免とか非課税っていう措置は大事なんですけど、いわゆる市民に対する固定資産税っていうのは減免とか非課税措置していない自治体もございますので、本来、本来っていうとちょっと語弊があるかもしれませんが先ほどの数字につきましてはまた後で結構ですので教えてください。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款市民税の質疑を打ち切ります。

2 款 地方譲与税

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2款地方譲与税の質疑を打ち切ります。

3 款 利子割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款利子割交付金の質疑を打ち切ります。

4款 配当割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款配当割交付金の質疑を打ち切ります。

5款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を打ち切ります。

6款 法人事業税交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款法人事業税交付金の質疑を打ち切ります。

7款 地方消費税交付金

委員長 質疑を許します。

問（13） 引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費が社会保障施策ごとに示されておりますが、各施策に充てられるこの地方消費税はどのように振り分けられているのか教えてください。

答（総務部） 基本、社会保障費のほうについては介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費、その他の社会保障施策の財源として使用するというところでございます。

令和5年度決算では社会保障施策に要する経費の一般財源は約38億7,000万円これに対して約6億4,000万円が交付されるというところでございます。

問（13） そういうことではなくて、社会保障施策ごとにこれ示されております。

委員長 倉田委員、質疑に当たって資料、ページ数等をお示しいただくようお願いしておりますが、どこに当たりますか。

問（13） 29ページの7款地方消費税交付金の引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費ということで一覧がございまして、こちらの社会保障施策ごとにいわゆる地方消費税が充てられる経費がここに載っているんですけど、これ各施策に充てられるこの地方消費税というのはどのように振り分けられているのかお聞きしているわけなので、そちらの御答弁をお願いしたいと思います。どういうルールがあるのか、どういった形でこういう金額になるのかよく分からないのでお願いします。

答（財務） この引上げ分の消費税収が充当というところでございまして、こちらにつきましてはその各事業の経費から特定財源がありますのでそちらを除いた一般財源、こちらについて引上げ分の消費税を充当しているというところでございまして、特に明確な何かルールというよりはこういった一般財源のうち消費税を充てているというところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、7款地方消費税交付金の質疑を打ち切ります。

8 款 環境性能割交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款環境性能割交付金の質疑を打ち切ります。

9款 地方特例交付金

委員長 質疑を許します。

問(13) 30ページの9款地方特例交付金について伺います。地方特例交付金なんですけど、これ固定資産税の特例措置による減収を補填するための交付金ということなんですが、何件の申請に対して何件の交付ということになるのか教えてください。

答(財務) こちらの地方特例交付金、何件というよりは住宅借入金の特別控除で個人住民税の減収がございまして、その補填ということで交付されるというところでございます。

問(13) だからその対象というか、申請ではないんですね。これだけ減収によったってことなんですけど、それが例えば何件あったってことはそういうデータは出せないってことなんですか。

答(総務部) 件数までの把握できませんのでよろしくお願いします。そういった通知は来ておりませんのでお願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款地方特例交付金の質疑を打ち切ります。

10款 地方交付税

委員長 質疑を許します。

問(13) 31ページの10款地方交付税。これ普通交付税が不交付ということでゼロになるんですけど、財政力指数からすると一番大変な指数になっていて、私は交付団体となるべきだと思っておりますけれども、他の自治体では交付団体となるような努力をすごくされてるところがあるんです

けど、それをされてるのか、されていないのか、されているのであれば内容について教えてください。

答（総務部） 交付団体になれるかどうかというのは基準財政需要額が基準財政収入額を上回らないとなれないわけですし、それは税収とか、そういったことにも影響してまいりますので、こちらがなりたいたらなれるというものではございませんのでよろしく申し上げます。

問（9） 交付団体にならなきゃいけないみたいな話があったんですけど、例えばそうするといろんな借り入れで、その交付税の対象メニューにある借り入れもどんどん増やしていかないといけないということで、例えば 13 番委員が借りるなって言ってるのと、すごく矛盾してきちゃうんですけど、そのあたりやっぱり総合的にいろいろ考えてやった結果が今の財政力指数だと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

答（総務部） 長谷川委員の言われるとおりでございます。たくさん借りれば、当然基準財政需要額は増えてまいりますので交付団体になる確率が高くなってまいります。ただやはり何でもかんでも借り入れというわけではなくてこちらは一応そういったバランスを考えながら必要なものには起債をはっているというような状況です。よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10 款地方交付税の質疑を打ち切ります。

11 款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款交通安全対策特別交付金の質疑を打ち切ります。

12 款 分担金及び負担金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款分担金及び負担金の質疑を打ち切ります。

13 款 使用料及び手数料

委員長 質疑を許します。

問 (13) 32 ページ、13 款の使用料及び手数料についてお伺いいたします。全体的に使用料については 0.3%の増加ということなんですが、社会福祉使用料のマイナス 4.3%と幼稚園使用料のマイナス 7.6%。この理由についてお聞かせください。

それから手数料につきましても全体的には 3.8%増加してるんですけど、徴税手数料のマイナス 2.9%と保健衛生手数料のマイナス 3.4%。こちらについても御説明お願いいたします。

答 (こども育成) 幼稚園使用料の減の理由でございますが、電柱等の使用料が 1,000 円ほど減少しているのが主な理由でございます。

答 (地域福祉) 社会福祉使用料につきましては、いきいき広場の使用料の中で貸館部分が大きいかと思います。こちらのほうがいきいきホールが使用料があったんですけどもそこから会議室 B と小さい部屋に変えたことによって、年間 30 万円ぐらい減っておりますのでそれが原因の一つになるかと思います。

答 (経済環境) 保健衛生手数料が前年度に比べ減少した理由でございますけれども、犬の新規の登録件数の減少に伴い犬の登録手数料であったり狂犬病の予防接種に伴う注射済票の交付手数料など、申請件数が減少したことが主な要因でございます。

答 (税務) 徴税手数料の金額が減になった理由ですけれども、いわゆる諸証明、所得証明や納税証明などの取り扱い件数が減少したことに伴うものでございます。

答 (総務部) 先ほどの社会福祉使用料のマイナスのところ、いきいき広場使用料の減という説明がありましたが、実際には自動販売機等設置使用料、これが 23 万円ほど減少しています。それが主な理由となりますのでよろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、13 款使用料及び手数料の質疑を打ち切ります。

14 款 国庫支出金

委員長 質疑を許します。

問 (13) 33 ページ、14 款国庫支出金なんですが、昨年度に比べて 6.9%の減なんですけど、先ほど申し上げた一般会計・特別会計決算書を見ますと、国庫支出金が予算対比が 81.8%になっているんですけど、これについての要因というのはどういったことになるのか教えてください。

答 (総務部) 国庫補助金の大きな減少がございまして、内容的には住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金、これが 1 億 60 万円の減。それと価格高騰緊急支援給付金支給事業費補助金、これが 1 億 2,520 万円の減、これが主な要因でございます。

問 (13) ちょっとよく分からなかったんですけど、今の 2 つの事業がこの国庫支出金の当初予算に組み込まれていたってということでしょうか。

意 (総務部) ちょっと反問権を。

委員長 反問権を認めます。

問 (総務部) 質問が、4 年度実績との比較ではないのでしょうか。違うんですか。この 33 ページを見てどこでそれが分かるのでしょうか。

答 (13) 一般会計・特別会計の決算書の 80、81 ページ、ここのところを見ると、当初予算よりも 81.8%ってことなんですよね、執行されてるのが。なので、当初の予算と比べて何が結局入らなかったのか少なかったのかそこがよく分からないので、そこをお聞かせくださいという御質問でございます。

答 (こども育成) こども育成グループのほうの国庫支出金の中の国庫負担金において児童手当負担金がございまして。こちら当初の予算では 6 億 6,700 万円ほどのところ決算としては 6 億 3,400 万円。予算と比較して 3,300 万円ほど歳入少ないですが、大きな理由としては受給児童の減少による補助負担金額の減というのが多くあります。個々の事業においてそういうものが積み重なっ

ているものではないかというふうに考えております。

問（13） 今児童手当のっていうお話がありましたが、ちょっと児童手当だけではこの 81.8%にはならないのかなと思いますので、後でも結構ですので、どういった案件によって 81.8%になっているのか、ぜひともこれは教えていただきたいと思います。

答（総務部） 今すぐ把握できません。ちょっとまた調べさせてください。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款国庫支出金の質疑を打ち切ります。

15 款 県支出金

委員長 質疑を許します。

問（12） 主要施策成果説明書の 34 ページ、表が 3 つあるんですけどもその中で県の負担金のところで生活保護費負担金、そして 2 つ目の県補助金の表では社会福祉費補助金、児童福祉費補助金、保健衛生費補助金、そして教育総務費補助金、そして最後の 3 つ目の委託金の表で、統計調査費委託金、これが前年度に比べて増減率の幅が大きくなっておりますけれどもそれぞれの理由についてお願いしたいと思います。

答（地域福祉 主幹） 県負担金の生活保護費負担金につきましては住所不定者が対象になる県費負担金の減少によるもので、長期入院患者が転出されたり、施設入所者が…ごめんなさい。救護施設に入所されていた方が特養に入所されたことによるもので県費の対象者が減少したということになります。

答（ICT 推進） 主要施策 34 ページ、15 款県支出金 3 委託金の統計調査費委託金の増加理由について御説明します。令和 5 年度には 5 年に一度の住宅土地統計調査がございまして、そちらに対しての調査に係る経費として 337 万 3,000 円の交付金を県から頂いておりますので、これだけの増加になったということでございます。

答（介護障がい） 15 款県支出金の 2 項県補助金の社会福祉費補助金でございますが、介護施設等整備費整備事業費補助金として 5,305 万 2,000 円をグループホームの整備費補助金として収入

しておりますのでその分の増額となります。

答（健康推進） 主要成果 34 ページの保健衛生費補助金の対前年度 500 万円強の減につきましては、愛知県が高齢者のインフルエンザによる重症化予防、新型コロナウイルスが同時流行を防ぐために、令和 4 年度限定でインフルエンザ費用を負担して補助金とする交付事業を行ったことで、対前年度、600 万円ほどの減少となっている部分があるかと思えます。

答（こども育成） 児童福祉費補助金の大きな減額の理由としましては、令和 4 年度に県の独自の補助の愛知県子育て世帯臨時特別給付金の 6,800 万円ほどが令和 5 年度にはないというのが大きなものとなります。

答（学校経営 主幹） 教育総務費補助金の減額についてです。これらはスクールソーシャルワーカーや外国人児童生徒日本語教育支援といういわゆる早期適用教室の人件費、またスクールサポートスタッフ配置事業の学校を兼務してる栄養教諭の業務支援を行っているスクールサポーターの報償費の補助に渡っているものでありますが、そのそれぞれ勤務時間数が減ったことによるそれを総合して減少したものと考えます。

問（12） 一番最初の生活保護費負担金の御答弁がちょっと聞き取りにくい、分かりにくかったのでもう一度お願いします。

答（地域福祉 主幹） 県費負担金の生活保護費負担金についてですが、住所不定者が対象になる県費対象者が減少したもので長期入院患者が転出によりほぼ廃止、高浜市での保護が廃止になったものや、救護施設から特別養護老人ホームに移られたことにより廃止になったものによる減少となります。

問（13） 今おっしゃった方ってそれぞれ何名になるんでしょうか。

答（地域福祉 主幹） 今申し上げたのは、それぞれ 1 名ずつということになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、15 款県支出金の質疑を打ち切ります。

質疑の途中ですがここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 20 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

16 款 財産収入

委員長 質疑を許します。

問 (13) 財産収入につきましても、先ほどから申し上げてるとおり、歳入の総括表によると予算対比 77%ということで、当初予算の執行率が 77%になるということだと思いますので、こちらについてもどのような要因があったのか。当初の見込みとどう違ってきたのかについて、これについてもすぐ分からなければ後で結構ですのでお聞かせください。

答 (財務) 財産収入の中の財産運用収入でありますと不動産貸付収入でございますが、こちらが定期的な貸付に加えて臨時的な貸付があったことでちょっと金額が小さいですが 6 万 6,000 円ほど増加しているというところがございます。また基金の利子につきましても、こちらも増加しているところがございますけれども、こちらは利率の上昇もありまして…。

答 (健康推進) 主要成果 35 ページ、不動産貸付収入におきましては、対前年度 290 万ほど増加しておりますけど、これの一部といたしまして昨年度から旧高浜分院の解体工事を行っております、その有償貸付した借地料の 280 万円ほどの要因です。

答 (総務部) 当初予算比較ということでございますので、不動産売払収入が当初予算は 1,160 万 8,000 円でございます、それに対しての収入済額が 134 万円ですので、そこが一番大きな要因だというふうに考えておりますが、ちょっと内容についてはちょっと調べないとちょっと分かりませんのでよろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、16 款財産収入の質疑を打ち切ります。

17 款 寄附金

委員長 質疑を許します。

問 (12) 主要施策成果説明書 36 ページ、ふるさと応援寄附金のこの状況に関して、寄附者が前年度から減ったこともあり寄附金額 21.9%の減少となっています。この減ることとなった原因についてどうお考えかお願いします。

答 (総合政策) ふるさと応援寄附金が減少となってしまった要因ですが、近年のふるさと納税につきましては上位自治体の寄附金が非常に伸びているというような状況があり、逆に下位の自治体が減少するという二極化がかなり進んでいるという状況がございます。

ふるさと納税で多く選ばれる返礼品については、いろいろなポータルサイトでも上位に表示され、より選ばれやすくなるという点があって、そちらに寄附が流れているというような状況がございます。そうしたことからこれは当市だけではなく全国的にそういったような傾向があって、高浜市、比較的下位のほうの状況でございます。そういった意味のところでは下がってしまったと。また令和 5 年度においては、10 月から地場産品基準が厳格化をされまして、駆け込み需要ということで、ふるさと納税された方が非常に多かったんですけども、そうした方々も上位自治体に納税をするというような傾向があったというところで分析をしております。

答 (総務部) 先ほどの決算書の 102 ページ、103 ページのところの不動産売払収入の当初予算比較で 1,000 万円ほど…。

委員長 総務部長、16 款の財産収入の件ですか。

答 (総務部) 財産収入の件です。不動産売払収入での当初予算との差額のところですが、青木町にある普通財産、売払を予定しておったんですけど、ちょっとそれが近隣住民とのいろいろと調整がつかなくて、ちょっとまだ売れなかったというところで、その分が残ってしまったというところでございます。

委員長 それでは、17 款の寄附金に戻ります。

問 (13) 例年、聞いていることをまずお聞かせいただきたいと思います。ふるさと応援寄附金が 6,461 万 4,000 円の歳入があったということですが、結果的に毎年聞いておりますので多分御答弁ご用意いただいていると思うんですけど、いわゆる返礼品とかそれからポータルサイトとか諸費用、ここの主要成果に上がってない細々としたものもあると思います。そうした経費を引いた上でのふるさと応援寄附金についてのプラスマイナス、ちょっとマイナスなのかなと思うんですけど、今年度はいくらになったかまずそこをお答えください。

答（総合政策） 経費及び市民の方々が他市へ寄附したことに伴う影響額を除いた実質の歳入と
いうところになるんですが、令和5年度歳入についてはこちらにありますように6,461万4,000
円で、必要経費これ歳出の部分のふるさと応援事業の歳出ですが、3,331万2,787円で、寄附控
除は1年前のものが採用されますので令和4年度に寄附をされた方の寄附控除が令和5年度に
影響を与えますのでその数字、これ総務省に報告している数字ですが、1億3,587万7,462円で
すので、差引きをしますとマイナス1億457万6,249円となっております。

問（13） 今年度、企業版のふるさと納税ということで初めて1社、株式会社三洋商店様から100
万円となっていていただいております。この寄附金についてどのような事業を行うことを考えてみえ
るのか。教育環境の充実に充ててほしいという企業の思いがあるようですが、具体的に何かそう
いう三洋商店さんから何か具体的に言われているのか、言われてなくても教育環境として充てる
ものについてお考えなのか教えてください。

答（総合政策） いただきました企業版ふるさと納税につきましては、今質問にもありましたよ
うに教育関係の小中学校のために使ってほしいというようなところがございますので、小学校維
持管理事業、中学校維持管理事業、主には備品の購入等々に充てているというところございま
す。

問（13） あともう一つ、今年度から市民活動団体支援に対する活力あるまちづくり事業って
いうメニューが創設されております。こちらの創設の理由及び目的についてお聞かせください。

答（総合政策） こちらにつきましては、まちづくり協議会やまちづくりパートナーさんを交付
対象としまして、そういった活動に対するふるさと納税の使い道ということを指定していただい
て、団体さんについては、自分たちの活動を全国によりPRする機会にもなるし、PRを頑張っ
ていただく励みにしていただきたいと。頑張ってPRすればするほど全国の方々から応援がいた
だけると、そういったことで自主財源を確保して、あわよくば市からの交付金は少し抑えるとい
うような狙いも1点ございました。

また寄附のふるさと納税の傾向としましては、より用途が明確になっていたほうが寄附者もそ
のためならというような形で寄附をしていただけるという傾向があるというような状況があり
ましたので、こういったような制度を新設をしたというところがございます。

問（13） S B Pのふるさと納税が令和5年度版は横棒のバーとなってるんですけど、寄附金が
なかったのかそれとも寄附金のメニューがあったのかなかったのか、なくなった理由についてど
のように分析をされているのかということと、これまでS B Pの寄附額の累積をお願いいたしま

す。

答（総合政策） こちらにつきましては、令和5年度はもうメニューのほうから外しているというところがございます。そちらにつきましては、所管グループのほうからこちらに掲載は不要というようなお話がありましたので載せておりません。また累積額につきましては、現在ちょっと資料持っておりませんので、また後ほどご連絡させていただきます。

問（13） 担当グループのほうから掲載が不要ということで、今御答弁があったのかなと思うんですけど、その理由について担当グループのほうお願いできますでしょうか。

答（経済環境） 後ほどお答えさせていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、17款寄附金の質疑を打ち切ります。

18款 繰入金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、18款繰入金の質疑を打ち切ります。

19款 繰越金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、19款繰越金の質疑を打ち切ります。

20 款 諸収入

委員長 質疑を許します。

問（５） 主要施策成果説明書 40 ページ、20 款 4 項雑入の資源ごみ回収収益金ですが、前年度に比べて約 200 万円ほどの増額となっています。こちらの理由についてお聞かせください。

答（経済環境） 資源ごみ回収収益金が前年度に比べ増加した理由でございますけども、紙類の資源ごみの買取単価のほうが前年度に比べ上昇したことが主な要因となっております。

問（13） 40 ページ、20 款 4 項の雑入についてお伺いしてまいりたいと思います。主なものということで挙げていただいているんですが、雇用保険料本人負担金、それから市有物件災害共済会返還金、このあたりが増ということで大きいので、そちらの理由に関してお聞かせいただきたいのと、あと広告料収入っていうのが 9% ですが下がっているということで、こちらについては上げる工夫とか上げるような努力を何かされたのかどうかについてもあわせてお聞かせください。

答（秘書人事） 40 ページ、雇用保険料本人負担金の増の理由でございますが、人勸によりまして、主に会計年度任用職員の給与が上がったことから雇用保険料の本人負担分が増となったものでございます。

答（財務） 市有物件災害共済会返還金でございます。こちらの増につきましては翼小学校への落雷に伴いまして保険金を歳入したものでございます。

答（総合政策） 広告料収入ですが、令和 5 年度収入の確保に向けて取組んだというところでは、こちら歳出でも出てくるんですけども回覧版を新しく作っております。回覧板に今までは広告を入れておりませんでした。広告を載せることで広告料収入の確保に努めました。

合わせまして、令和 6 年度から広告料の向上に向けて広告代理店を導入するといったような取組も始めておりますので、よろしくお願いたします。

問（13） 先ほどの雇用保険料、対象の会計年度任用職員さん、何名になるのか教えていただきたいのと、あと後期高齢者特別調整事業収入とか、愛知県市町村振興協会職員派遣負担金、それから商品券利用者負担収入っていうのが昨年度入っていたんですけど、こちら 5 年度なくなるんですけど、そちらの理由についてあわせてお聞かせください。

答（秘書人事） 雇用保険料本人負担金、どれだけの人数かは把握しておりませんので、後ほど御回答させていただきます。

答（市民窓口） 後期高齢者特別事業収入ですけれども、5 年度は後期高齢者医療広域連合受託事業収入に入っておりますので、よろしくお願いたします。

答（経済環境） 商品券利用者負担金収入でございますが、こちらのほうにつきましては、令和5年度は実施しておりませんので決算のほうが上がってきておりません。

答（総務部） 今の雑入のところで、愛知県市町村振興協会職員派遣負担金がなくなったということですが、これはこの振興協会のほうに職員を派遣していたが多分4年度までは派遣しておって5年度からは派遣していない。だから、負担金が入ってこなくなったというものでございますので、お願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、20款諸収入の質疑を打ち切ります。

21款 市債

委員長 質疑を許します。

問（12） 主要施策成果説明書41、42ページで、借入利率について0.400から1.550と幅があるんですが、高い利率についてはこれ低くできなかったのかなと思うんですが、このあたりどうであったのかお願いします。

答（財務） 市債の借入利率の件でございますけれども、借入に当たってはできる限り低利のものということで、公的な機関、ここで言いますと市町村振興協会等に借入するというところがございます。ただ、あの高浜市に当てられる枠というのもございまして、その枠を超える部分について市中の金融機関等から入札等により低利のものを借入をするというところがございます。この入札の結果が反映されているというところがございます。

問（13） 入札の結果ということで今お話がございましたが、今の市債の土木債の道路整備事業の愛知県市町村職員共済組合、これがいわゆる民間ではないんですけど、1.1%ということで高いなっていうことで、これがちょっとよく分からないので教えていただきたいのと、あとその二つ下の西尾信用金庫の1.550っていうのも非常に高いなと思うんですけど、これについては多分入札だと思うんですけど、今の御答弁でいくと、この事業の何に対してのこの事業の1.550かかっていうのと、あと入札が何社入札されて、落札率もできたらこれ教えていただきたいなってい

うのと、あとその下の各小学校の改良事業が4件あるかと思うんですけど、こちらの4件につきまして特に吉浜小学校の長寿命化改良事業については、西信さんで二つに分かれてるんですね。これなぜ分けて借入れられてるのか、特にこれ利率が全く違いますので、それについての御説明をいただきたいのと、あと先ほどから申しているように、やはり利率があまりにも違いすぎますので、0.1 違うとすごく金額変わってきますので、特にこの小学校4つにつきましても入札状況について教えていただけたらと思います。

答（財務） 借入利率でございますけれども、まず吉浜小学校の長寿命化の関係でありまして、2件に分かれているというところがございますけれども、1件は施設の整備ということで西尾信用金庫からの借入、また二つに分かれているところというのが、工事の監理業務委託料として別に借入をしております。こちら西尾信用金庫というところがございます。ちょっと入札が何社というところがございますが、ちょっと今手元にはございませんけれども、入札等によつての低利な借入に努めているというところがございます。（後述訂正あり）

問（13） 入札状況については、後で結構ですので応札したところが、何社あるのか、落札率についても教えていただけたらと思うんですけど。

今の御答弁でお聞かせいただきたいのが、施設整備と工事の監理業務委託料と分けてるってことなんですけど、いわゆるこの施設整備っていうのが工事本体に当たるのかなと思うんですけど、それでいいのかの確認と、そうすると0.956こちらが施設整備工事本体でその上が工事の監理業務委託料ということで、そういう分け方をされているのでしょうか。またこれなぜ分けて、そういう状況にされてるのかについても教えていただきたいのでお願いします。

答（財務） なぜ分けているかというところがございますけれども、それぞれ契約がございますのでその契約ごとに借入を起こしたというところがございます。（後述訂正あり）

問（9） 市債について、総合的に勘案して借入をしたと思いますが、どういった考えで借入を行ったのか教えてください。

答（財務） 市債の借入の考え方というところがございます。市債の発行の考え方につきましては、長期財政計画のほうにも記載をさせていただいているところがございますが、施設の長寿命化、公共施設の長寿命化事業などにおいて現在多額の財源を必要とすることが見込まれている状況でございます。そのような中であつて財政負担の平準化を踏まえつつ今後の財政見通し、また金利の状況もでございます。そういった社会情勢を含めまして総合的に判断をして決定をさせていただいているというところがございます。

意（９） 今後も財政負担の平準化とか、世代間の公平性と現在の利率の状況、交付税算入の観点、様々な多角的視点そういうところから今後も起債を行っていただきたいと思います。

問（13） 先ほどの答弁漏れがあるんですけど、施設整備が本体の工事費でよろしかったのかっていうことと、それぞれどちらがどちらに当たってるのか。これって契約ごとで借りないといけないっていうか、何か決まり事っていうか、何か法律とか何かそういうのがあるのかどうか、そこら辺について教えてください。

答（財務） 吉浜小学校でございますが、上段が監理費、下が本体工事というところでございます。別々にというところでのルールというところでございますけれども、特にルールというよりも契約がそれぞれありますので、それに応じて借入をしたというところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、21 款市債の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長 ここで当局より発言を求められておりますのでこれを許可します。

答（総務部） 決算書 94 ページ、95 ページ、国庫支出金の当初予算額と収入済額との差、これは6億ちょっとあるんですが、この原因はということにして、大きな要因として、まずは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが6年度に繰越したのが2億2,200万円ほどございます。それと学校施設環境改善交付金、これも6年度に繰越したのが2億1,100万円ほどございます。さらにもう一つ要因としては、障害者自立支援給付費負担金、これが大体7,400万円ほど当初予算額と比較して少ないというような、これらが主な要因でございますので、よろしく願いいたします。

答（財務） 主要施策成果説明書 41 ページ、21 款市債のところでございます。吉浜小学校の長

寿命化に際しましての市債 2 件に分かれているというところで先ほど答弁したところでございますが、認識にちょっと誤りがありましたので訂正をするんですが、1,940 万円の市債につきましては 11 月の臨時会の際に補正予算をさせていただいた分ということで市債の借入をしたというものでございます。

また、応札状況がどうであったかというところでございます。こちらの 1,940 万円の方が 3 社からの応札をいただいたという状況でございます。

また、その下の 4 億 1,420 万円が 4 社から応札をいただいたという状況でございました。

答（税務） 午前中、13 番委員から御質問ありました主要成果 24 ページ、固定資産税に関しまして、減免の件数それから金額についてでございます。

まず高浜市税条例施行規則の第 7 条第 1 項第 3 号の公益のために直接占有する固定資産につきましては 15 件、182 万 8,700 円でございます。

それから市民の方への減免となりますと、同じく第 7 条の第 1 項第 1 号、生活保護の扶助を受けられてる方、第 2 号の障害者の世帯、それから母子の世帯それから年金受給者の世帯、あと第 8 条に災害に見舞われた方の減免なんですけどそちらにつきましては 54 件で 338 万 8,600 円でございます。これは令和 5 年度の実績でございます。

答（総合政策） 午前中、13 番委員から御質問がありました主要施策成果 37 ページ、寄附金のところで、寄附者の希望する活用事業というところで高浜高校 S B P への指定の累積額というところでございますが、平成 30 年度から令和 4 年度までで 601 万 1,000 円という累計額になっております。

答（秘書人事） 午前中、13 番委員からの御質問についてお答えさせていただきます。主要成果説明書 40 ページ、20 款の雇用保険料本人負担金の人数でございますが、毎月約 90 名ほど徴収しているところでございます。

《歳 出》

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、1款議会費についての質疑を打ち切ります。

2款 総務費

委員長 質疑を許します。

問（5） 主要施策成果説明書 51 ページ、2款1項3目市民活動支援費、修繕費および工事請負費、高取ふれあいプラザ駐車場整備工事になるんですけども、こちらが2件に分かれている理由をお聞かせください。

続きまして、59 ページの2款1項8目広報広聴事業のLINE公式アカウント情報配信システム利用料になるんですが、こちらが令和5年度で配信件数が何件あったかについてお聞かせください。

あと同じく67 ページ、2款1項12目企画費の多文化情報発信業務委託で委託内容「SNSにおいて、外国籍住民の生活に必要な情報を多言語化にて配信」とありますが、どのような種類のSNSを活用したのかについてお聞かせください。

答（総合政策） 主要施策成果説明書 51 ページの高取ふれあいプラザの駐車場整備工事、こちらが2本に分かれた理由ですが、74万2,500円、こちらにつきましては、ここ3筆、駐車場として借りておりましたが1筆返還を求められたところがございますので、そちらの土地の原状復旧工事ということで74万2,500円。もう一方の129万8,000円でございますが、こちらにつきましては、その1筆返してしまったので駐車場が不足してしまうということでその敷地のすぐ横のところの土地を新たに新規で賃貸をするというような形にいたしました。木とか様々植わっておりましたので、駐車場にするための整地工事をする費用として129万8,000円を支出したものでございます。

次に、主要施策成果説明書 59 ページ、公式LINEの部分でございますが、令和5年度につきましては168件の配信を行いました。

続きまして、主要施策成果説明書 67 ページ、多文化情報発信業務委託。こちらにつきましては委託先のところでフェイスブックやインスタグラムを活用して外国籍市民のコミュニティーに向けて5カ国語で動画として広報のピックアップしたお知らせ等々を配信をしているというような状況でございます。

問（5） 続きまして、主要施策成果説明書 70 ページ、2款1項12目ICT推進事業の（2）

ペーパーレス会議システム運用につきまして、先日の一般質問で紙削減の取組についてお聞きしましたが、令和5年度の紙の削減の枚数について教えてください。

また（４）マイナポイント申し込み手続きに関する市民へのサポートの実施につきまして、デジタルデバインド対策として令和5年度から専用窓口を設け、手続きにおける窓口の混雑解消を図るとありますが、実際の利用件数についてお聞かせください。

さらに続きまして、84ページの2款1項17目市民相談事務事業の外国人相談ですけれども、こちらの11,389件と非常に多いものかと感じているんですが、国籍別や主な相談内容、対応方法についてお聞かせください。

あと最後に主要施策成果説明書91ページ、2款1項22目災害支援活動事業ですが、事業内容についてお聞かせください。

答（ICT推進） 主要施策成果説明書70ページ、ICT推進事業の（２）ペーパーレス会議システム運用について、1つ目の御質問で令和5年度の紙の削減枚数でございますが、ICTで集計できる範囲で集計した結果としては約29万枚の削減がありました。このシステムがなければ、29万枚の紙を使って印刷して資料を配布していたということになります。

あとこのタブレットは各部、各グループにおいても会議だとか打合せで使用していただいておりますので、少なくとも約29万枚の削減があったというふうで御理解いただければと思います。

続きまして、同ページ（４）マイナポイントの市民へのサポート実施、マイナポイント申請サポート業務委託料につきまして、令和5年度の利用件数でございますが、利用件数としては4,656件。なおマイナポイント第2弾の申込み期限が令和5年9月末まででしたので、4月から9月末までの利用件数となっております。

答（市民窓口） 主要成果84ページ、市民相談事務事業について御質問いただきました。外国人相談につきましては、こちらのほうの外国人相談は上に記載してあります窓口通訳業務委託をしているポルトガル語とベトナム語の通訳さんが相談を含め対応した件数を記載しております。

国籍別の件数は把握はしておりませんが、ポルトガル語の通訳さんが対応した内容で最も件数が多い内容は、国民健康保険や医療についての相談対応。ベトナム語の通訳さんが対応した内容で最も多いものは、住民票についての相談対応がそれぞれ多い内容となっております。

答（秘書人事） 主要成果説明書91ページ、災害支援活動事業についての事業内容についてということで御質問いただきました。こちらは能登半島地震の被災地である石川県志賀町へ職員派遣を行ったところでございます。具体的な活動内容といたしましては、被災者への罹災証明書の

交付にあたり、住家の被害認定の調査を行ったところでございます。写真にあるように被災した住家に伺いまして、住家の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査したところでございます。

問（１） ２款１項１２目企画費について、主要成果説明書 65 ページ（２）多分化共生推進プランの策定。これを作られたということなんですけれども、このプランの策定委員の中には、外国籍の方の委員もいらっしゃったと伺っております。その方々の意見としてはどんなことがあったのか、また、このプランの策定にどのように反映されたのかお聞かせください。

もう一点、同じく主要成果説明書 72 ページ、同じ企画費、（２）「第 7 次高浜市総合計画」の推進に当たって参画協働によるまちづくり研修っていうのを開催されました。これ過去に私ども市政クラブの同僚議員が提案されたことが実施されたのかなというふうに感じております。この参画協働によるまちづくり研修、これ各種団体の方や職員の方が参加されたと思うんですが、どういった成果があったか、それぞれの方にどのような効果があったのかということをお聞かせください。

答（総合政策） 主要施策成果説明書 65 ページ、多文化共生推進プラン策定に当たって、外国籍の方 2 名に委員として入っていただいております。そういった外国籍委員の方からのどういった御意見というところですが、情報が届いておらず、外国人がそういった活動のことを知る機会がないのが現状ですとか、日本語力を上げたいので日本人と話をしたいと思っているが、日本人と直接会って話すのは恥ずかしいのでできないという人も多いようです。自分が委員会に参加したのは、直接お声をかけてもらったから、紙のお知らせが貼ってあるだけでは外国籍の人はみんな参加しない、直接言ってもらえると参加しやすいよと言ったこととか、外国人のことについてこのように時間をかけて考えてもらってありがたい、そういったような意見が委員会の中ではありました。そうした意見を受けて計画の中でも様々な国の人が自国の文化を紹介し合い、国籍を問わず交流できる場を定期的で開催しますといったイベント行事を通じて自然と交流し合える場の創出に取り組むといったことや、外国籍市民への広報たかはまの認知、情報の取得に繋げるため、電子的な発信多言語対応を図りますといった情報発信の充実という部分に反映してまいりました。

続きまして、主要成果説明書 72 ページ、参画協働によるまちづくり研修でございますが、こちらにつきまして高浜市がずっと進めてきた地域協働と市民協働のまちづくりについて、まちづくり協議会で最も長いところは 20 年、自治基本条例が施行されて約 15 年が経過してくる中で、まちづくりを取巻く環境っていうのはかなり変わってきたのかなと。そうした中でも、なぜ高浜

市がそういった地域協働、市民協働を進めてきたのか、根底の部分を知らないといった市民の方や職員も増えてまいりました。そういったところで根底の部分再度、再認識をしていただくためにこの研修は実施をしました。そういったところでなぜやってきたのか、参加いただいた市民や職員については、少しは分かっていたのかなと思いますが、ただこの研修をしたからといってすぐに効果が出てくるっていうのもなかなか難しいのかなと思っておりますので、繰り返し、なぜやってるのかっていうことは伝えていくことでより確実な成果が出てくると思っておりますので、今後もこういったことは実施していきたいと思っております。

問（12） この2款では、10個の事業について質問させていただきます。3つずつさせていただきます。

まず主要成果説明書50ページ、2款1項3目地域内分権推進事業について、（1）地域内分権推進事業交付金で各交付団体からの返還金額が載っていますが、このうち、高浜南部まちづくり協議会だけは返還がされず貯めておかれると聞いたのですが、この理由についてお願いしたい。

次に、57ページ、2款1項7目職員の研修事業について。外部派遣研修のうち、県内派遣（その他）で、園長研修、主任保育士研修、障がいの理解と保育研修というのがあります。こうした研修は非常に重要だと思います。こうした研修をぜひ民間の保育園の方に受けていただいたほうがいいのかと思うんですが、そうした民間保育園の研修の助成とか検討がなされたかどうかお願いします。

あと3つ目、59ページの2款1項8目広報広聴事業で市の情報発信として広報紙だけでなくLINEなどデジタル媒体を使った発信、これ今後もぜひ進めていっていただきたいと思っております。ただ高齢の方ですと、どうしてもデジタルとなると難しいという方もおられますので、そうした方へやはり広報紙ということになるかと思いますが、町内会に入っていない、しかも公共施設まで取りに行くことが困難だという方に対しては、どうフォローしていかれたのか、また今後どのようにしていくべきか、これについてお願いします。

答（総合政策） 主要施策成果説明書50ページ、地域内分権推進事業交付金につきまして、南部まち協だけ返還金がゼロというところですが、こちらにつきましてはこちらの定める量の事業を実施していただければ自分たちの創意工夫で減額した分は返還不要ですよとしておりますが、こちらに書いてある返還のところ、例えば翼まちづくり協議会のところだと、当初、日本語勉強会を開催をしようとしておったんですが、それができなくなった、そういったような実際にできなくなったことに伴う返還が生じているんですが、南部まちづくり協議会につきましては、最初

希望された地域内分権推進事業の事業を全て実施をしておりますので、返還不要という形でここがゼロとなっているというところでございます。

次に、59 ページ広報広聴事業、広報の配布のところでございますが、一般質問のところでもお答えしましたがデジタル化を進めていきたいという中で、それでもなかなか難しいよというような方々につきましては、これまでもコンビニだとか公共施設、あとは高浜豊田病院にも置かしていただいて、広報が必要な方につきましては持って行っていただくというような形式をとっておりました。こちらのほうを今後も継続をしたり、もう少し近くで取れるような環境を作ってもいいのかなというようなことも考えております。

答（こども未来部） 職員の研修ということでこちらに載ってる公立園の研修ということでございます。民間園につきましては、本来そういった人材育成というのも、民間園が自分たちの運営の中でやっていくものではございますので、基本的にはそちらでやっていただいているものと思っております。ただし、公立とか民間園とか情報共有しながら必要な情報とか必要に応じて合同で研修のようなものをしたりとかそういう機会も設けておりますので、その中でお互い質を高めていくという形でやっていきたいと思っております。

問（12） 主要施策成果説明書 70 ページ、2 款 1 項 12 目 I C T 推進事業（1）外国語翻訳システムの運用でタブレット端末が市役所といきいき広場に設置されて運用されているとありますが、実際使用状況についてお聞かせいただきたいのと、翻訳システム、これの運用上、問題点があればお願いします。

2 つ目に 73 ページ、2 款 1 項 13 目広域行政推進事業について、広域的な取組に関する情報交換、共有等を行うことができたとのことで6つの団体に負担金が支払われましたが、このうち名鉄三河線複線化促進期成同盟会、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会、そして平和首長会議、この3つにつきましては、名鉄三河線の複線化についてどうなっているとか姉妹都市でもある岐阜県瑞浪市のリニア中央新幹線の掘削工事の現場周辺での地盤沈下も発生している中、リニアについてどのような話がなされてきたのか、そして刈谷市役所で原爆に関するパネル展が開催されるなどの取組がある中で、市としてどういった取組がなされるべきか、そうした話が行われてきたのかどうか、詳しい内容を教えていただければと思います。

3 つ目に 83 ページ、2 款 1 項 16 目防犯灯施設事業について、（2）工事請負費の表で、防犯灯工事に関する工事内容で、新設 29 基、撤去 25 基とありますがこの 25 基を撤去して、同じ場所に 25 基新設をして、残り 4 基は新たに新設したということで良いのかどうか。そして、その

他について、これどういう内容かをお願いしたいのと、防犯カメラを2基新設して、現在、何基設置されているのかについてお願いします。

答（ICT推進） 主要施策成果説明書 70 ページ、ICT推進事業（1）外国語翻訳システムの運用について、まずこちらは委員おっしゃるとおり、下表を右欄に掲げるとおりの設置場所に主に窓口に設置しているものでございます。市役所いきいき広場には通訳の方がお見えですけども、その方々が不在のときに使っていただくためのシステムということで補助的に設置しているものです。詳細の使用状況は把握しておりませんが、使われてないということは聞いております。運用上の課題についてですが、まず使われてないシステムについて、そもそも必要性があるかどうかというところについては以前のコロナ禍のように職員が出勤できないということもあり得ますので、システムを用意していくことは必要があるのかなと思っております。

続きまして、使われてないシステムに令和5年度の決算でいきますと33万円を支払っていることになりましたけども、こちらはタブレット6台に対して同時接続のライセンス5台分で33万円という費用になっております。令和6年度については、この使用状況を見まして同時接続ライセンスは2に減らして、費用対効果のところも考慮して令和6年度は当初予算に計上しているところでございます。あと運用上ですが、タブレット6台はありますので今後窓口のDX推進を図る上で必要であれば使っていないときにはタブレットの有効活用もできるかなと思っておりますので、そちらの検討が今後必要かなと思います。

答（総合政策） 73 ページ、名鉄三河線複線化促進期成同盟会。こちらにつきましてはですが、こちら知立駅から碧南駅までの総延長18.5kmのうち、現在知立駅から重原駅および刈谷駅から刈谷市駅までは複線化事業が完成をしております。その他区間につきましても早期複線化の要望をしておりますが、名鉄側からは輸送密度は他線に比べて乗車密度が大きく下回っており他の単線路線に比べても差がないというところで、また複線化においては土地の確保等々費用もかかるというところからなかなか進んでいないというようなところございますが、複線化も含めて様々、名鉄に関係するところの要望活動につきましてははしているというような状況でございます。

続きまして、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会、こちらにつきましては、委員言われるように開通の見込みが2034年以降と少し修正をされて遅れておりますが、このリニアの開業はこころの東海地方にもたらす影響というものが非常に大きいと考えております。リニアが完成すればビジネス交流の活性化や地域経済の活性化が図られると考えております。引き続きこちらにつきましては、愛知県及び県下市町村経済会と連携して建設の促進を図ってまいりたいと

考えてございます。

次に、平和首長会議パートナーシップ、こちら高浜市の平和に対する取組でございますが、8月、原爆投下の日、広島、長崎のそちらの日に平和に関する黙祷であったりとか、その黙祷を市民に呼びかける、そういったような取組のほうはさせていただいております。また核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、平和首長会議の趣旨に賛同し還元をしているというところでございます。

答（防災防犯） 主要成果 83 ページの防犯灯施設事業の防犯灯工事の撤去が 25、新設が 29 ということで撤去された 25 が全て新設なのかという御質問だと思います。基本的にはそういう考えですけども、撤去のみの場合もございますので、撤去イコール新設ということではございません。その他の 1 件につきましては、器具の取替という状況になっております。（後述訂正あり）

あと防犯カメラの設置台数につきましては、令和 5 年度末で 44 基の設置となっております。

問（12） 主要施策成果説明書の 84 ページ、2 款 1 項 17 目市民相談事務事業について、（2）委託料のところで窓口通訳等業務を高浜市総合サービスに委託となっておりますが、通訳がポルトガル語とベトナム語であったかと思いますが、この委託していた人数、そして、その人の勤務時間、人件費、時間給についてお願いできればと思います。

あと 89 ページ、2 款 1 項 20 目自衛官募集事業について、除外申出制度につきましては、令和 5 年度はホームページへの掲載にとどまって広報誌への掲載はなかったということですが、今後、ホームページやLINE、広報誌への掲載ということでよかったかどうか。

あと 3 つ目に、92 ページ、2 款 2 項 1 目市税賦課事業について、委託料のところで窓口業務等を高浜市総合サービスに委託となっておりますが、委託していた人数についてお願いしたいのと、またこうした窓口業務に関しては、市民のプライベートの内容とか、家庭の内部の情報にも関わってくることから、民間に委託するのではなくて本来公務員が行うべきであるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの考えをお願いします。

最後に 96 ページ、2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳事務事業について、証明書コンビニ交付件数がありますけれども、これはコンビニで発行された住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、所得課税証明書、この合計件数でよかったかどうか。そしてまたマイナンバーカードの交付件数についてですが、4 年度に比べて 5 年度、これ半数に減少しておりますが、考えられる理由についてお願いします。

答（市民窓口） 84 ページの市民相談、窓口通訳等業務委託について御回答いたします。人数に

についてはポルトガル語1名、ベトナム語1名でお願いしております。勤務時間につきましては、平日8時30分から5時15分まで、時間給については把握はしておりません。

続きまして、2款3項1目、証明書コンビニ交付の件数ですけれども、住民票、印鑑登録、所得証明を合計した数になっております。

あとマイナンバーカードの件数の減少ですけれども、令和4年度まではマイナポイントの申請、マイナポイントがもらえるということで件数が伸びておりましたが、5年度についてはそういったマイナポイントのほうがなくなりましたので減少したものと考えております。(後述訂正あり)

答(行政) 主要成果89ページ、2款1項20目自衛官募集事業につきまして、除外申出の制度をホームページだけではなく広報誌にも載せていくかということと思いますが、広報誌への掲載につきましても検討してまいりたいと存じます。ただ、除外申出の対象となりますのが若い世代の方になりますので、広報誌への掲載ということが実効性があるのかということも踏まえてLINEですとかそういったことの活用も考えてまいりたいと存じます。

答(税務) 主要成果92ページ、窓口業務委託について、まず委託における人数ですけれども、こちらは請負契約でございますので、うちからのその人数の指定というのはないところでございます。

それから、プライバシーの配慮に関してですけれども、契約書の別記で個人情報取扱特記事項というところがございますので、そこをきちんと遵守されながら行っているところだということでございます。

答(市民窓口) マイナンバーカードの交付件数について、先ほど令和5年度はなくなったと申し上げましたが、ポイントのほうは令和5年9月まで行っておりますので、少なかったのはその半年分がなくなったことによる減少ということをお願いいたします。

問(12) 自衛官募集事業に関して、除外申出制度を検討ということですけど、6月の一般質問で来年度は広報誌に掲載するっていう話だったかと思うんですけど。

答(総務部) 7年度以降については広報紙で一応掲載していくふうに考えております。

問(11) 主要成果説明書50ページ、先ほど質問がありました2款1項3目地域内分権推進事業のうちの(1)地域内分権推進事業交付金の中の各小学校区にまち協がありますけれども、この中に市として12種類の中から各まちづくり協議会が地域の特性に応じて選択して行っているところの説明書に書いてありますけれども、私、吉浜ですので、吉浜まちづくり協議会に対してはある程度、活動内容は分かっておりますけれども、他の4団体の協議会の活動内容を教

えていただきたいということと、先ほど返還金額があるということで、この返還金額と、高浜まちづくり協議会が少し金額が少ないかな。これはやっぱり後継者がいないのか人員的な不足があってできないのか、あるいはやっぱり役員の高齢化による継承ができてないのか、そこら辺のところの検証ができていないのか教えていただきたいと思います。

答（総合政策） 主要施策成果説明書 50 ページ、地域内分権推進事業交付金でございます。こちら吉浜まち協以外の各まち協がどのような事業というところですが、令和5年度の実績でございます。南部まちづくり協議会につきましては、青パト防犯パトロール事業、総合防災訓練事業、防犯灯管理事業、健康体操事業、公園管理事業、男のレシピ研究会事業、認知症サポーター養成事業、ふれあい福祉農園事業、社会教育推進事業、稗田川堤防環境管理事業、スマホタブレット等情報通信機器活用事業の11事業を受けてらっしゃいます。

翼まちづくり協議会については、青パト防犯パトロール事業、総合防災訓練事業、健康体操事業、男のレシピ研究会事業、社会教育推進事業の計5事業を選択しています。

高取まちづくり協議会については、青パト防犯パトロール事業、総合防災訓練事業、防犯灯管理事業、公園管理事業、認知症サポーター養成事業、社会教育推進事業の計6事業を選ばれております。

高浜まちづくり協議会については、青パト防犯パトロール事業、総合防災訓練事業、健康体操事業の3事業となっております。

返還金が生じているこちらの中身でございますが、吉浜まちづくり協議会につきましては、当初スマホタブレット等情報通信機器活用事業を実施をしようとしておりましたが、申請時はやるとしておりましたが、結果実施ができなかったということで返還をいただいております。

翼まちづくり協議会は先ほどもお話をいたしました、多文化共生交流事業ということで日本語勉強会をやろうとしておりましたが、こちらできなかったということで返還をいただいております。

高取まちづくり協議会、高浜まちづくり協議会の返還については、青パト防犯パトロール事業というのが、基本的には週3回実施をしていただきたいというような積算になっておりますが、週3回できなかった部分もあるということでその不足部分について返還をいただいているというところでございます。

最後、高浜まちづくり協議会が少し少ないというところですが、こちらについては行政からやっていただきたいというようなことではなく地域がそれぞれ自分たちの状況に合った形で受け

れる部分を受けていくというような話でございますので、先ほど質問でも言われました人的なところとか、そういったような観点、なかなか公園管理事業とか受けるにすると、やはり結構人がいるというようなところもありますので、なかなかそういったところ人的だったり、なかなか合意形成がそこまで取れないというようなこと、いろいろ観点があるかと思いますが、まちづくり協議会の中で御検討いただいた結果、3事業というような形で進めているというところでございます。

問（11） 若干、組織の中の組織体制というのが、やはり高齢化あるいは人的不足ということで継承も難しいのかということもあろうかと思えます。特に地域内分権事業というのは非常に大事な事業だと私は思っておりますので、この派遣職員さんたちも関わっておられると思えますけども、この派遣の職員さんたちとこういう役員さんたちとの話合いの中で、どのような課題が出てきているのか、あればお聞かせ願いたいと思えます。

答（総合政策） まち協さんと職員がいろいろ議論をする中で課題のところでございますが、やはり言われるように役員の皆さんが高齢化してきましたので、そういったところで次の後継者というようなところをどうやって繋いでいくかというところ非常に問題だなということで検討しております。あと、なかなかやはり一緒にイベントとかに参加してくださる参加者は結構どんどん増えているんですけども、一緒に事業を運営してくださる参画のほう、スタッフ、そういったところの人員がなかなか増えていかないというようなところっていうのが課題と、やはり人の部分が最大の課題ということでどのようにしたらそれが解決できるのかというところを検討しているというところでございます。

問（11） 続きますと、56 ページ、職員の研修事業の中に手話言語研修というところがありますけれども、5年度議会としても手話言語の研修をやらさせていただきました。職員の皆さん方も研修を行って、これは 42 っていう人数ですかね、が行われたと書いてありますけれども、手話を勉強することによって各種サービスの向上に繋がるかと思えますけれども、この実践的な活用事例がありましたらお願いしたいと思えます。

答（秘書人事） 主要成果 56 ページ、手話言語研修ということで、42 名の職員の参加。昨年度も実施させていただきました。こういうふうにどんどん職員が手話を覚えることによりまして、聴覚障害者の方に簡単でもいいのでコミュニケーションが取れるというところがやっぱり大切なところかなというところでございます。短い研修ですので、全て手話を覚えられるっていうわけではございませんが、簡単な挨拶等を覚えてコミュニケーションが取れるということで障害者と

繋がる、寄り添って対応ができるというところを狙った研修でございます。

問（11） 私ども議会もそれ以降研修といたしますか、検証といたしますか、それがなされておられませんので、本当に議会としてもちょっと問題というか、もう少し寄り添った政策をやっていかなきゃいけないかなとそんなふうに思っております。

もう一つ、65 ページ、2 款 1 項 12 目企画費の中の高浜市まちづくり協議会サミットの開催の中に 12 月 18 日に議会報告会についてということが記載されておりますが、このサミットの中でどんな話合いがなされたのか、お話を聞かせていただければと思いますので、お願いします。

答（総合政策） 65 ページのサミットの中身でございますが、議会報告会、たしかこのときに開催をしていらっしゃるんですね。そういったところに対する情報提供やどんなことをされるのかという、そういったような話だったかなとなっております。議会報告会について、良いだ悪いだ、そういうようなことは議論はしていないと思います。

問（11） もう一つ、67 ページ、2 款 1 項 12 目ふるさと応援交付金の交付というところで、歳入のところでも話がありましたけれども、この 9 つの団体から申請がありましたけれども、申請に対する審査といたしますか、結果報告といたしますか、そういった報告、審査等の内容があれば教えていただけたらと思います。

答（総合政策） 主要施策成果説明書 67 ページ、ふるさと応援交付金でございますが、こちら交付に当たっての審査というものは書類審査のみで特に委員がいるというようなことはないですが、実際何に使ったかという実績報告については報告をしてもらっておりまして、例えば消防団もりあげ隊では子供用の防火衣を追加で 1 着購入したりとか、高浜の防災を考える市民の会ではノートパソコンをこの交付金を使って 1 台購入するとかそういったような活用をしたというような実績が報告をされております。ただ今回、年度の途中からこの制度を始めましたので、交付決定が非常に 1 月末ぐらいにギリギリになってしまったので、ほかの団体、次年度に繰越してしっかり活用させていただくというような実績報告が出てきているというところでございます。

問（11） 2 款 1 項 12 目総合行政推進事業の中の（1）第 6 次高浜市総合計画の総括ということで、12 年間で振り返り、目標達成状況を総括しましたということでもありますけれども、先ほど総括のところでも少しお話をさせていただいたと思いますけれども、ここで一つ振り返りをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

答（総合政策） 第 6 次総合計画の振り返りでございますが、こちらの主要成果 72 ページにはキャッチフレーズというところで大体半分の方に浸透していったというようなところしか載っ

ておりませんが、それ以外にも指標をいろいろ管理していく中で上がったたり下がったりありますが、これまでも回答してきましたが、第7次総合計画のところのキャッチフレーズに大家族たかはまというのが継承されております。第6次総合計画の大家族のように、ときには厳しく、ときには助け合って、まちづくりを進めて一緒に行こうという、そういった思いがしっかりとこの期間中に市民の方々に伝わって第7次を作る際にもその思いがしっかりと繋がれてきたというのが一番の成果だったのかなと考えております。その繋がれてきた思いをこれからの第7次の期間、しっかりと繋いでいきたいと考えております。

答（防災防犯） 先ほどの12番委員の御質問に対して、主要施策成果説明書83ページの防犯灯施設事業（2）工事請負費、防犯灯工事のその他のところで、器具の取替えと御解答申し上げましたが、正解はルーバーという機器の取付けでございます。訂正させていただきます。

問（13） 47ページ、2款1項2目文書管理費からまいりたいと思います。委託費ということで、各訴訟に対する代理人としての相談とか様々な委託金額が載っております。これ、いわゆる受託者を見ますと、外部の事務所に、ぎょうせいという、いわゆる企業に委託をされてるってことなんですけど、これに対して市が直接弁護士資格を持っている職員を雇用してると思いますので、それぞれどういった訴訟にその弁護士が関わってきたのか、それからどのように関わってこられたのかについてまずお答えください。

答（行政） 主要成果47ページには、勤労青少年ホーム跡地活用事業の控訴審と高取幼稚園及び高取保育園移管事業の控訴審、研屋グラウンドの訴訟の一审と控訴審、国家賠償請求訴訟の事件の一审と控訴審、後は情報開示請求事件訴訟と委託が書かれておるかと思っております。そのうち、勤労青少年ホーム跡地活用事業から国家賠償請求につきましても、任用後の関わりになりますが、任用後いろいろ調査をいたしたり市の見解をまとめたり、また弁護士との間の意見調整などを行って、市としての見解、代理人としての見解を総合的にまとめていっているかと思っております。

問（13） お二人、たしか弁護士の資格を持った職員がいたと思うんですけど、外から見ると、文スポと行政グループの席にお見えなのかなと思うと、これはそれぞれ、例えば勤労青少年ホームとか幼稚園、研屋、このあたりについては文スポのほうに見えるその弁護士資格を持った職員がされてる。国家賠償のほうはちょっとよく分かんないんですけど、何かこういうふうに分けられてそうやってお仕事されてるのか、一緒に全部されてるのか、どんな形なのかなっていうこと…

委員長 倉田委員に申し上げます。今これ委託事業についての質問なのか、それとも二人の市の

弁護士に関する質問なのか。その辺、整理して質問のほうをしてください。

問（13） 委託費用に関わってどのような内容なのか、職員がどのように関わったのかお聞きしてる状況です。そこのお答えをお願いしたいのと。それから顧問弁護士の相談の相談件数っていうのをたしかこれ帳票で見ると1か月5万5,000円で契約されてるのかなと思うんですけど、1月、2月、3月、月別に何件あったのかあわせてお答えください。

答（行政） どちらがどちらの訴訟をやっているかというところですけども、どちらかというところではなくて一緒にやったりとか行政グループの弁護士のほうで引受けたりということはいたしております。というのも、国家賠償請求事件につきましては、とりわけ行政グループの弁護士のみで行っております。

また、顧問弁護士の相談件数につきましては、年間4件ということで御回答させていただきます。

問（13） 年間4件ということで非常に少ないんですけど、そうなると、月別の1か月5万5,000円で、多分12か月契約なのかなと思うんですけど、契約内容まではなかなか細かいところ、契約書が帳票に載ってないので分からないんですけど、単発契約もできると思うので、4件ということだと非常に逆にもったいないのかなと思うんですけど、そのあたり4件なのに年間契約されたのかどうか、その件についてお聞きしたいのと。あと、その4件って今おっしゃったんですけど、これ帳票を見ると、10月6日に法律相談ということで、同じく都築法律事務所の都築先生に日当1万5,000円、相談料1万5,000円、相談時間45分ということでお支払いがあるようなんですけど、これというのは、いわゆるここに書かれている臨時の相談になるんでしょうか。片や4件なのに臨時の相談で1回3万円別で払うっていうのがなかなかちょっと理解しづらいのと、あと市にも弁護士の資格を持った職員2名いますので、なぜあえてここで法律相談をされたのかもよく分からないので教えてください。

答（行政） 年間何回あるかどうかというところは、蓋を開けてみないと分からないというところがございます。確かに内部弁護士人の方に相談することが大変頻繁になってまいりまして、だいぶ少なくなってきたというのではないかなというようなことは感じております。ただ、令和5年度の決算について申し上げますと、令和5年度は年間契約をいたしております。臨時の相談というところでもございまして、定額といたしましての月ごとの料金というものがございまして、想定されるよりも時間が延びてしまった場合ですとかそういうときにちょっと超過料金が発生するというような形になっております。

問 (13) 今の説明でいくと、その4件のうちの1件が45分超過したっていうことで3万円の支払いが発生したって理解になるんでしょうか、そこの部分の確認と。やはり年間4件で1か月5万5,000円ってことは、どう考えても1件もなかった月もあるのかなと思うと、単発契約も可能だと思いますのでそういうことも今後はしっかり検討していただきたいのと、あと5月22日も法律相談がありまして、これが城南法律事務所に5月22日の指導料ということで法律相談に行かれてるんですね。先ほども申し上げているように市の顧問弁護士も見えるし、それからいわゆる市の内部にも弁護士がいるってことなので、あえてこの指導をわざわざ法律相談で支出があったってということについての理由が多分これあると思うので理由と、それからこれ縦覧制度に関する対応指導ということで何か指導を受けているので、その指導内容についてもお聞かせください。

答 (行政) 何日の相談がどうだったかというところはちょっと申し訳ありません、記憶にございませんけれども、今後、単発でそれぞれ相談していくというような形も現在検討しておるところでございます。あと外部の事務所に顧問もいるのにというところですが、またそれぞれ専門というものがございまして、それぞれ適しているところに相談しに行くというところで城南法律事務所さんに相談に行ったというところがございます。

問 (13) 答弁漏れですね。これ縦覧制度に関する相談ってことなので固定なのかなと思いますので、もうこれは私の想像なんですけど。なのでちょっと対応指導について先ほど御答弁がなかったのと、やはり今行政グループリーダーが言われたように弁護士って専門というかやはり強い分野っていうのがあるのは承知しております。そういう意味でいくと、内部の弁護士っていうのはどういった専門っていうか、どういった分野について専門性があるのか、それから都築弁護士についてもどういった分野でこういった弁護士の顧問契約を結んでるのかそのあたり教えていただけたらと思います。

答 (市民部) 先ほどの縦覧制度の弁護士相談でございますが、基本的には逐条解説だとか行政グループに見える弁護士に相談しながらやっておるんですが、どうしても判断に迷うようなところがありまして、適正な事務を執行するということから、縦覧制度について、要はちょっと普段では見られないような申請があったものですから、そのことに対して適切に対応するためにやはり専門の弁護士にお聞きするという、通常から固定資産のところは城南さんをお願いするということがある関係で、そこに1回お聞きするというので適正な事務を執行したというものでございます。

答（行政） 弁護士の強い分野というところですが、内部弁護士も強い分野につきましては、基本的にやはり民事一般というところと、あとやはり行政に来ておりますので行政法という形になろうかと思えます。

問（13） そうなると今の御答弁を総合的に考えると、今内部的に税に関する専門的な弁護士は今いないから外部に頼んでるってということになるのかなと思えます。そうなると多分単発的な契約による支出があったのかなと思えますので、やはり多岐にわたるいろんな事案が出てくると思えます。ですから行政一般って言われてもなかなか行政法に詳しい弁護士ってすごくなくて、そういう意味でも単発でやはりいろんなところに強いていう弁護士に頼むってというのは一つのやり方だと思うので、それについてはぜひとも引き続き検討していただきたいのと。

ページ変わりました、2款1項3目 48 ページ、町内会活動事業費補助金なんですけど、こちらの18町内会に対する補助金は、これ立ち当番に係る費用については含まれていないという理解でよろしかったでしょうかというところと。

引き続き、49 ページ2款1項3目高浜（まち）づくり市民会議、次世代を担う子ども若者の成長応援事業、こちらに対しての実績と費用対効果についてお願いいたします。

答（総合政策） 主要施策成果説明書 48 ページ、町内会活動事業費補助金ですが、立ち当番の補助金についてはこちらには入ってはいない状況です。

続きまして、49 ページの高浜（まち）づくり市民会議の次世代を担う子ども若者の成長応援事業。こちらの事業内容としましてはインターネットテレビ Kids Now（きづな）チャンネルの運営及びシン・タカハマ物語の制作ということで、令和5年度につきましては制作発表やデジタル作画ワークショップ、原作小説の募集や声優トークショー、そういったものを実施をしているというところでございます。

問（13） こちら交付金額ってことで100万円なんですけど、実績としては歳入歳出っていうのがちょっとよく分からないので、どのようになっているのかというところと、引き続き、同ページのその下、 트레이ディングケアの多文化つながる事業ということで、トレーディングケアのほかにもいっぱいいろんな項目で支出のほうがあるんですけど、なぜこれだけ別枠で交付っていう形になってるのかというのがよく分からないので、その御説明をいただきたいのと、あといわゆる今の説明でいくと、なぜ委託事業の中に入っていないのかなというのがよく分からないのでその理由と内容、活動場所についても教えてください。

答（総合政策） 49 ページの高浜（まち）づくり市民会議の団体としての歳入歳出ですが、100

万円以上使っているのかなと思いますが、今細かい資料が手元にありませんのでまた後ほど御連絡させていただきます。

次に、多文化つながる事業。こちらについて令和5年度の決算特別委員会でも答弁をさせていただきましたが、市から日本語教室の委託だったりとか、多文化コミュニティセンターの運営委託を出しておりますが、委託につきましては市が実際行うべきものを外部の団体に業務を委託して実施をしていただくというような形になっております。ただ今回こちらの市民予算枠事業交付金につきましては、特段、市がやっていただきたいというようなものではなく、団体さんが高浜全域をより良くしていきたいというような形で実施をしていきたい、そんな事業に交付をする事業でございますので、その趣旨を鑑み審査を通り交付をされていると。市が委託しているものと、この交付金でやる事業につきましては、そもそも根本的に考え方が違うというようなところがあるかなと考えております。実際この多文化つながる事業の活動内容でございますが、多文化つながる農園ということで市内3か所の農園を活用して、畑作業を通じた交流というようなことを実施されている。もうあと二つ事業がありまして、多文化環境整備事業ということで、市内5か所程度に多言語のごみの捨て方看板、5か国語で書いたものを設置して外国籍市民のごみ出しルールの徹底、向上を図るという取り組みをされております。

あともう1個、多文化交流事業ということで年5回程度、様々な国の食を通じた交流というような形で実施をされているというようなところでございます。

委員長 質疑の途中ですが暫時休憩といたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますのでこれを許可します。

なお、当局におかれましては答弁につきまして簡便に、そして議題の範囲内でお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、発言を許可いたします。

答（総合政策） 先ほど13番委員から御質問ありました主要政策成果49ページまちづくり市民会議の団体の歳入歳出の決算ということですが、収支決算書を拝見すると163万3,494円が団体

全体の決算額となっております。

委員長 それでは質疑に入ります。

問（13） 先ほどの多文化つながる事業なんですけど、環境の面でゴミの多文化の看板とかっていうのは私はこれは市が行うべきことかなと思うので、なぜそれが市民予算枠になるのかというのがなかなか理解できないしですし、食を通じた交流についても市が直接できることかなと思うんですけど、農園につきましてはよく分からないのですが、実際問題この100万円っていうのは、使途は何に充てられたのかについてお聞かせいただきたいのと、三州瓦鬼師応援隊の三州鬼師応援事業、これ具体的な内容、使途についてお聞かせいただきたいのと、その下の特定非営利団体のS a n s y u - t a c o b aさん、こちらについても、事業内容と何かすごく抽象的な交付事業の内容しか分からないので実際どのようなもの、使途についてもお聞かせください。

答（総合政策） 多文化つながる事業の交付金の活用使途でございますが、農園については農機具を購入したり、農地の借入費用だったりというところでございます。

多文化環境のところでは、その看板を作る費用が発生しているというところですよ。多文化交流事業では料理をやっていただく講師を務めていただける方の謝礼等が入っているというところでございます。

続きまして三州鬼師応援隊の高浜市三州鬼師応援事業。こちらにつきましてはシン・鬼みちまつりの実施に伴う費用がこちらの中で計上されている。そのために申請をして活動されているというようなところでございます。

次に、S a n s y u - t a c o b a。サッカーを通じた、まちづくり事業。こちらにつきましては4つの事業を実施をされております。サッカーを通じた子供の健康づくり事業、スポーツ食育講習事業、地域環境美化事業、キッズ向けのスポーツ普及事業というような事業を実施をされる中で、講師謝礼だったり、必要な物品を購入するというところに交付金を活用をされているというところでございます。

問（13） 今、講師の謝礼ということだったんですけど、やはり税金を使う以上はどういった事業をやっているのかっていうことで、広報紙とかに載せていただいて広く子供たちの参加を募るべきかなと思うんですけど、なかなかちょっとどういった具体的な事業をされたのかっていうのが私ちょっとよく分からないのでそこを教えていただきたいのと、あとそれに係る物品ということで使途についても具体的に教えていただけると納得できるのかなと思いますのでお願いしたいと思います。

あわせてその下の地域一括交付型 5 小学校区。こちらの各小学校区の内容それから返還された理由についてもあわせてお願いいたします。

答（総合政策） 使途のところでございますが講師の謝礼というところで言いますと、例えば、S a n s y u - t a c o b a のところでございますが、スポーツ食育講習事業では食育の専門講師を招いていらっしゃるの講師の謝礼であったりとか、環境美化事業ではゴミ拾いのための軍手だったりとかゴミ袋、そういったようなものをどう購入されていると、あと熱中症対策のための飲料というものも購入されているというようなところで報告をいただいております。

また、三州鬼師応援隊のところでは、ランプシェード作り体験を小学校 6 年生を対象にやっておりますのでそういった粘土代とか、そういったものに充てたりとか、お祭りをシン・鬼みちまつり開催に当たってはテントの借りる費用だとか、夜になりますので電灯だとか、そういったような費用として使っているというところがございます。またこちらにつきまして、内容が全部ではないですが広報のところでも紹介をしているというところがございます。

49 ページ、地域一括交付型。港小学校区につきましては南部まちづくり協議会と港小学校おやじの会、こちらの 2 団体の交付額の合計がこちらという形になっております。吉浜小学校区では吉浜まちづくり協議会と人形小路の会の金額がこちらの合算、翼小学校区では翼まち協、湯山クラブ、飛翔（つばさ）の会、アクティブキッズプロジェクトの費用がこちらになっております。高取小学校区では高取まちづくり協議会の費用、高浜小学校区では高浜まちづくり協議会と小学校 P T A の交付額がこちらに合算されていると。返還金額につきましては、いろいろ事業をやっていく中で何がどうとかいうところはあまりありませんが、創意工夫して余った分につきましては地域一括交付型については返還というような形になっております。高浜小学校区だけちょっと金額が大きいですが、ここは久しぶりに夏祭りを開催するという中で、やぐらはもういらんんじゃないとか、実施の方法を大きく見直す中で大きく削減ができたので、ちょっと大きめの金額が返還となっております。

問（13） 50 ページの 2 款 1 項 3 目の高浜南部まちづくり協議会、こちらが特定非営利法人として事業というか請負というか、たしかこれ指定管理ではないのかなと思うんですけど、まずその確認をしたいと思っております。

答（総合政策） 主要成果 50 ページの南部まちづくり協議会ですが、こちらの特定非営利活動法人でございまして、プラザの管理につきましては、ここだけ指定管理者制度というような形で実施をしております。

問（13） 今、南部まちづくり協議会はプラザの管理だけが指定管理っていうことで、こちらに関しては、いわゆる委託事業ってなるんですがどういうふうに理解したらいいのかっていうのがよく分からないのと、あと下のふれあいプラザの管理委託っていうところで、今の話でいくと第2ふれあいプラザの指定管理も入ってる。第2ふれあいプラザとそれから南部ふれあいプラザが指定管理でされてるっていうことになると、光熱水費はもちろんこの指定管理料の中に入ってるって理解でよろしいでしょうか。

答（総合政策） 50 ページ、地域内分権推進事業交付金についてですが、こちらにつきましては本来市がやるべき業務を地域で実施したほうがより効率的に効果的に安価で実施をできるというような趣旨の下、そうした場合には権限や財源も地域に移してやっていただくというような形で交付をしているというようなものになりますので、委託とはちょっと違って交付金という形でお支払いをしているというところでございます。

あと、南部ふれあいプラザ及び南部第2ふれあいプラザの指定管理料、こちらについては光熱費も含んだ形での金額となっております。

問（13） そうなると、この地域内分権の推進事業の交付金っていうのが、それぞれのまちづくり協議会へはどのような決まりというか、金額の根拠についてお聞かせいただきたいのと、南部まちづくり協議会が吉浜まちづくり協議会の約倍以上ということになると、どういったところが違うのかっていうことについてもお聞かせいただけたら…。

委員長 質問が先ほどと重複しておりますので質問の仕方を変えてください。

問（13） 何も重複してないのでお願いします。

委員長 当局に申し上げます。重複してるんだったら答えなくて結構です。

答（総合政策） 地域内分権推進事業交付金につきましては、それぞれ先ほどお話をした防犯パトロールであれば一回当たり幾らプラス保険料だとか車検の費用だというようなことで積算をしていると。公園管理事業につきましては、市が実施した場合だと幾らぐらいかかるというようなことを根拠に作成をしているというところ。それぞれの事業に細かい積算基準を設けて交付金額を算出してお支払いをしているというようなところになります。

また、南部まちづくり協議会と吉浜まちづくり協議会の金額がだいぶ違いますが、南部まちづくり協議会については11事業実施をしているのに対して、吉浜まちづくり協議会は6事業というような形になっておりますのでやっている事業の数によって金額が差がついているというところでございます。

問（13） まずその下のふれあいプラザの管理委託料についてなんですが、南部ふれあいプラザだけ先ほど言ったように指定管理で行ってるっていうことになります。指定管理で行うっていうことは委託ではないっていうことになると、指定管理でやることのメリットっていうのがあると思うので、そのメリット、費用対効果についてもお聞かせいただきたいのと、昨年度も同じ質問したんですけど、令和5年度がどうだったかをここで確認したいんですけど、光熱水費につきましては、全ての光熱水費を今ここに入ってるのか入っていないのか。それから建物全てにおいての指定管理となると、就労移行支援事業者の収入が入っているのか入っていないのか、そのあたりについても教えてください。

委員長 倉田委員に申し上げます。一つの設問に対して何度もキャッチボールが続いております。まとめて質問いただきますようお願いいたします。

答（総合政策） 指定管理のメリットでございますが、管理委託であればいろいろ事業を行う際、市の了解を得てやっていく必要がありますが、ある程度そういった部分で指定管理のほうが自由度が高く、全てを行政のほうに相談しなくてもやっていける運営していけるといところがございます。

光熱費の部分でございますが、南部ふれあいプラザについては光熱水費が指定管理料の中に入っておりますが、ほかのプラザにつきましては、主要施策成果説明書上には記載はありませんが、ほかのプラザについては行政のほうで光熱水費を払っているというようなところでございます。

また、南部ふれあいプラザ、南部第2ふれあいプラザの、おそらく喫茶スペースのところのことを言われているのかなと思いますが、そちらを運営している団体さんの喫茶運営に係る収入については、まちづくり協議会には入っていないというようなところでございます。

問（13） そうなると何かちょっと指定管理っていうのが私はふさわしいのかなっていうところがあるんですけど、今のお話でいくと。となると、たしか就労移行支援事業者のところは目的外使用の利用料は取っていなかったと思うんですけど、その利用料については今のお話だと入っていないっていうことの確認と、それから第2ふれあいプラザについては以前、電気代とかについては大きいほど小さいほうで分けたみたいな話があったんですけど、今の状況についてもお聞かせください。

委員長 今一度注意を申し上げます。質問はまとめて行ってください。これ2回目です。

答（総合政策） 利用料のところでございますが、これまでの議会の中でもお話をさせていただいておりますが、令和5年度につきましては、そもそも目的外というような認識をしております

るので目的内の利用ということで利用料も取っていないというところがございますが、そのあたり社会の状況も変わってきたということで、1階部分のパン工房の使用料については設定をして令和6年度から徴収をしていくというような形に変更をしているというところがございます。第2ふれあいプラザのところで電気料のところだったと思いますが、第2ではなくて、南部ふれあいプラザのほうで動力部とそれ以外の部分の電気メーターが分かれているというようなところでお話をさせていただいて、1階部分の喫茶の運営のかかってくる動力部の電気代については令和5年度から全額負担をしてもらうというような形をお願いをしているというところがございます。

意(13) 質問に対しての再質問ですのでまとめてと言われてもできませんのでお願いします。

委員長 先ほどからお聞きしておりますと、これ一般質問のように感じます。倉田委員が質問してそれが当局が答えてそれに対してまた質問をするという繰り返し続いております。ページもかなりあります。他の委員も質問したいことがかなりあります。ですので簡明に御協力いただきますようお願いいたします。

問(13) なぜ分かんないことを聞いてはいけないのか分からないんですけど。

今の先ほどのちょっとお答えとちょっと矛盾してくるかなと思うんですけど、そうすると南部ふれあいプラザについては電気代は入っていないってということになると、指定管理で入ってるっていうのはいわゆる第2ふれあいプラザだけ指定管理の中でやってるけど、南部ふれあいプラザは指定管理でありながら電気代が入っていないというそういう形になるんですか、これ今の答弁でよく分かりづらかったんですけど。

それから引き続き、51ページ2款1項3目の南部ふれあいプラザ耐震補強工事实施設計業務委託についてもお聞かせいただきます。以前からこれ言っているように、工事費に対する補強工事の実施設計委託があまりにも高いのでっていうことは前から言ってるんですけど、結局高い金額のままだったと思うんですけど、これについての入札、何社応札されたのか、入札率、市の積算金額についても教えてください。

委員長 倉田委員に申し上げます、再度申し上げます。先ほどから高いとかそういった発言もがございます。市民の方は分かりません。高いなら高いなりの根拠を示して質問をお願いいたします。

答(企画部) 南部ふれあいプラザの指定管理料のお話ですが、光熱水費が含まれておることですけど、中には喫茶部分の動力部の電気料金についてはこれは除かれているということなんです。指定管理の指定につきましては、さきの12月議会だったと思いますが、ここで議論をされ

ておるといことですし、使用料につきましても3月の議会のところで審査をいただいておりますのでよろしくお願いたします。

答（総合政策） 51 ページ、南部ふれあいプラザ耐震補強工事実施設計業務委託料についてですが、高いというような御質問ですが、何をもって高いというところがありますが、こちら1個考えられるのが当初予算に工事の費用を計上するために期間はかなり短いようなところで設定をしました。そういったところで高いと感じられるような金額になっているのかなというところは思うところがございます。また、こちらについて入札の点でございますが、こちら9社に入札依頼をいたしまして3社が応札に応じまして、落札された事業者について、落札率としては62%という金額で落札をされているというような形になっております。市の設計としましては1,248万円という設計でしております。

問（13） では同ページで先ほど高取のふれあいプラザの駐車場の整備工事のお話ございました。1筆返還されたってということで原状復旧ってお話がありました。こちらの1筆の平米数と復旧内容についてお聞かせいただきたいのと、それから次の整地料ということで、整地した平米数、それからこちら新たに借りるってことになると、多分借りる賃借料が発生しているかなと思うんですけどそれについても教えてください。

答（総合政策） 51 ページの高取ふれあいプラザの駐車場整備工事。まず返還した土地につきまして、平米数は391平米の土地でございます。復旧内容としましては、長年使っている間に下がすごい硬くなってきてしましましてコンクリートみたいな感じになってきてしましましたので、そこを少し掘削するような形で次の利用がしっかりできるような形に復旧をしたというようなところでございます。

また、新たに1筆借りた土地でございますが、平米数としては325平米の土地を借りたというようなところになっております。こちらにつきましては、課税標準額の4%という形で賃借をしているというところでございます。

問（13） 実際、今の賃借料が幾らになったのかってところと、その下のコミュニティ助成事業の補助金ということでまちづくり協議会に210万円の補助金が出てるんですけど、推進事業交付金があるのに、なぜこれ別枠で支出できてるのかなってところがよく分からないので御説明いただきたいと思っております。

それから52ページ、2款1項4目の情報公開事業についてお伺いしてまいります。公文書公開の実施状況ということで不存在が53件あるってことなんですけど、なかなか不存在って

いうのってあり得ないんですけど古いものも任意開示してくださってるもんですから、こういった案件に対して不存在になるのかってことがよく分からないので教えてください。

答（総合政策） 賃借料のところですが、これ言ってしまうと課税標準額とかが分かってしまうので答弁を差し控えさせていただけたらと思います。

次に、コミュニティ助成事業補助金、こちらなぜ翼学区のまちづくり協議会だというところがございますが、コミュニティ助成への事業費補助金につきましては毎年度まちづくり協議会サミット場で御提案をさせていただいて何か必要なものがあるかどうかをお諮りしたときに、令和5年度については翼まちづくり協議会さんのところで活用していこうという形で結論が出ましたので、このような形で申請して採択され交付をしているというところがございます。

答（行政） 情報公開事業で不存在が少し多いのではないかとこのところでございますけれども、物理的に不存在のもの、公文書というのは職員が作成したり、取得したり、または組織的に使用を用いるものとして保有しているものという条件がございます。作成していなかったり、取得していない文書に対する不存在があったと認識しております。

問（13） 具体的にどういう案件なのかちょっとあんまりよく分からないので教えていただけたらと思います。

次に審査会の審査状況ということで、新たに行われた審査請求の件数が3件で、新たに審査会の諮問された件数が4件ということなんですけど、今年度の件数だと思います。5年度だけでも1件まだ諮問されてないってことになるんですけど、多分その下に諮問・答申の状況ってあるんですけど、諮問が未だにされていない件数と、それからそれに関する諮問されていないもの一番古いものの請求について、いつのものなのか教えていただきたいのと、あとその下の令和5年度の新規の諮問件数ということで4件あるのうちの一番古い審査請求されたものについては、いつの請求のものか、それからその後に答申の発出による終結ってということなんですけど、こちら結果についてどのような結果が出ているのか教えてください。

答（行政） 一番古い諮問されていないものというところがございますが、こちらは令和4年の12月に審査請求があったものになるかと思えます。令和5年度の新規の審査請求があったものというところがございますが、令和5年度に一番古いもので諮問されているものというのが、令和5年の8月31日にやられています。ただそれは審査請求が令和4年の年度末、3月にあったものでございます。あともう1点、一般質問でもいろいろお答えしたような気がしておりますが、答申の内容がどのようなものだったかなというところだと思います。一般質問でお答えいたして

おるものになるかと思えます。(後述訂正あり)

問(13) 一般質問で質問がないものについて今質問しておりますので、後で結構ですのでお答えください。

あと、次年度へ継続ということで16件あるんですが、この中で一番古い請求年月日についてもお答えいただきたいのと。これを見て私思ったのが、今諮問されてからは審査会が結構動くの早いなと思ったんですね。それはすごく審査会の委員が頑張り始めてるのかなというところで評価したいんですけど、結局、諮問がなかなかされないというところだと思うんですけど、これについては行政グループのほうでプッシュされてるのかどういふ状況なのか、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

それから53ページの個人情報保護事業のほうについてお聞きいたします。審査請求の状況が1件ということなんですけど、1件ということなのでこちらが諮問されていないものかと思うんですけど、その下がゼロなので。これいつの審査請求なのか、なぜこれ諮問されていないんですかね。先ほどから言ってるように審査請求しても諮問がなかなかされないということで、あまりにもちょっと知る権利を侵害されてるんですけど、そのあたりについても個人情報についてもお聞かせください。

答(ICT推進) 主要成果53ページ、個人情報保護事業の審査請求の状況につきましては、令和5年度に税務グループの担当として1件ございます。こちらで把握しているのは、7月に審査請求が出されたということですが、事務局のほうではその後の審理手続きの進捗については把握しておりません。

答(行政) 先ほど諮問されていないもので一番古いものということで令和4年とお答えいたしましたけれども、審査請求が令和3年3月1日に行われている案件、これが一番古い案件になります。また、先ほどお尋ねでした次年度に継続しているもので一番古いものはということですが、次年度継続してるもので一番古いものは審査請求が令和2年12月14日、諮問日が令和3年2月24日ということがございます。

また、諮問までの期間がちょっと長いんじゃないかというところで行政グループのほうでは、審査請求があることが分かっている案件につきましては諮問を行うようにということで折に触れてプッシュをいたしておるところです。

問(13) 今ちょっと答弁の漏れで、答申発出による終結ってということで公開されてる件があるのかなと思うので、公開せよという件数が何件あったのかについてはお答えがなかったのでお答

えいただきたいと。

それから、今審査会がやってるとはいえ次年度で 16 件繰り越してということですので私としては、本来であれば情報公開をしっかりやっていただければこういった審査請求というのは出ないわけなんですけど、ここまで出てしまうということに対しても問題意識ありますけど、出てしまった以上は審査をしなきゃいけないということになると、今審議体は多分 1 つしかないのかなと思うんですよね。そこを確認したいと思います。これ 2 つにするとか審議委員を倍に増やすとかそういう方法もあるので、今の状況をお聞かせください。

答（行政） 合議体が 1 つという件につきましては、情報公開審査会につきましては委員 6 名の合議体 1 つということで行っております。ただ弁護士が従来 1 名だったというところに対しまして弁護士を 1 名増員して 6 名にしたという経緯がございまして、これでだいぶ効率化、迅速化が図られたと考えております。

問（13） 54 ページに参ります。2 款 1 項 6 目の寄付金ということで、能登半島の災害見舞金 50 万円ということで支出がございまして。金額についてとかどういったものに対して見舞金を出すとか何か決め事というか、要綱とか何かございましてでしょうか。あればそれについてお答えいただきたいと思います。

それからその下の市民表彰事業の市政功労表彰なんですけど、個人の方が昨年度は 3 名だったのが 12 名に増えております。これの理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから 55 ページの 2 款 1 項 7 目の定員適正化事業についてお聞かせください。適正な職員数の確保ということで、私は前から言ってるように職員数が少ないという話をしてるんですけど、特にこれを見ますと 3 回採用試験やってるってことなんですよね。3 回してるっていうことになるとちょっと失礼な言い方かもしれないけど、他でちょっと採用されなかった方々が受けるって傾向にあるのかなと思うんですけど、そういう意味も含めるとちょっとなかなか優秀な職員の採用に当たってどのように努められてきたのかなというところがよく分からないのでその点について教えてください。

委員長 倉田委員、今の質疑よろしいですか。優秀な職員という発言ありましたけど、そのあたりちょっと失礼な発言があるかと思いますが取り消されますか。

問（13） 別に取り消しはしなくて、優秀な職員を確保するっていうのはすごく人事として必要なことだと思うので、そういう人材の確保にはどのように努められたのかということは教えてください。

答（秘書人事） まず 54 ページ寄附金、能登半島地震の災害見舞金の 50 万円の根拠や要綱はあるかというところですけども、過去に東日本大震災の際にも 50 万円の寄付を行っております。基準はございませんが激震災害という指定を受けた場合、こういった 50 万円を寄付しているところがございます。

あと下の市民表彰事業、市政功労者表彰が個人で 12 名ということで、昨年度増えている理由でございますが、議員改選が行われて多くの元議員さんが表彰を受けられたところで上昇しているところがございます。

続きまして 55 ページ、定員適正化事業でございます。職員採用試験は 3 回行っているというところがございますが、主な理由といたしましては、障がい事務職、土木建築技術職、保育職の応募者数が減になっているところがございます。特に学生の減、民間の採用が早く 3 年生で内定をいただくというような状況が続いておりますので、こちらのほうを 3 回行ってもなかなかできなかったというところで、一番最後のところに保育士・教諭職に関しましては経験者枠ということで、従来 35 歳で募集を行っておったんですが 45 歳に引き伸ばして経験者枠を採用するような努力を行っているところがございます。

答（行政） 令和 5 年度の 15 件の答申の内容結果でございますけれども、棄却が 14 件、却下が 1 件、以上でございます。

問（13） 今の答弁でいくと、結局 13 件は申請が認められたということでよろしかったですねという確認だけお願いしたいと思います。

答（総務部） 全て棄却と却下ですので、何も認められてませんのでお願いします。

委員長 倉田委員、それを踏まえて質問をお願いいたします。

問（13） 棄却が 1 件、却下が 1 件ではないんですか。今そのように答弁されたような気がしたんですけど、違いましたかね。もし私の聞き違いであればそれはそれで訂正いただければ結構ですけど。

答（行政） 聞き違いによるものでございます。棄却が 14 件、却下 1 件というところがございます。

問（13） 失礼いたしました。私の聞き違いでした。では 56 ページの 2 款 1 項 7 目の職員の研修事業についてお伺いしたいと思います。主な研修ということで 6 点挙げられております。これのいわゆる開催の回数についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、よく私思うのがいわゆる契約とかの事務手続きとか、いわゆるいろいろ入札に関わ

る市の積算の仕方とか、そういった実務的な研修っていうのはやられていないのかなと思うんですけど、そのあたりについてもあわせて教えてください。

答（秘書人事） 主要成果 56 ページ。内部研修、主な研修ということで6つの研修の回数ということで御質問いただきました。若手職員成長支援研修につきましては年5回程度開催しておりますが、残りのものは年1回の研修でございます。

また、契約だとか入札だとか実務的な研修というふうで御質問いただきましたが、各担当のほうで説明会だとか、そういったものを個別で開催をしているところがございます。

問（13） 各部署で、例えば条例改正があるとか法令の改正があるって言ったときに、例えば県とか国の開催する研修とかに出かける、研修とか説明会とかに出かけるってのはこれは当たり前だと思うんですけど、やっぱり内部的なやはり契約とかそういう設計とか市の積算とかがなかなかちょっと今できていない状況なので、そういったことを今の説明でいくと、されてないということではよろしかったのかなっていうところと、

あと 58 ページの2款1項7目の職員の衛生管理事業の時間外勤務が1か月 100 時間以上の職員ということがあります。これ部署はどちらになるのかっていうことと、あとやはり過労死の認定ということになると 80 時間以上も今含まれてきておりますので 80 時間以上は何名見えるのかっていうことと、あとその下の医師面談実施者数ということ令和6年4月に面談を実施ってことなんですけど、これ、いわゆるこの 100 時間を超えたのが3月ギリギリになったのか、そのあたりの理由なのかなと思うんですけど御説明お願いしたいと思います。

答（副市長） 今御質問の中で私どもの契約、それから設計ということをおっしゃいましたけど、全体を指してそういうふうにおっしゃるということは非常に私どもは分かりにくいんで、おかしいというか、できてないってことをおっしゃったんで、何がどういうふうに設計の内容どこができてないのか具体的に教えていただけませんかでしょうか。御指摘をいただけないでしょうか。

委員長 副市長、反問権でよろしいですか。

答（副市長） 反問権で。

委員長 はい、反問権を認めます。倉田委員、適切に答えてください。

意（13） もうずっとこれ思ってるんですけど、これ反問権ではないと思うんですね、ただの質問だと思うんですけど。

委員長 倉田委員に申し上げます。ただいま私議事整理権の下、反問権を認めておりますので答えてください。

意(13) ですから、ちょっと委員長もちょっと誤解されてるのかなと思うんですけど

委員長 それは、私に対する侮辱ですか。

意(13) 私の質問の内容とかどう答えていいか分からないときに反問権が使えるということになっておりますので質問だと思いますけども、いいですよ、お答えしますと、いや、事務手続き、いわゆる契約とかに基づく事務手続きが、私、問題があるなって思ってるところが多々ありまして、あと契約につきましても、結局、内部設計できるようなものも全部委託に今多くのものが出てくるものですから、やはり市の内部でしっかり設計したもので市の積算というものを作っていくと、もうその設計自体がすごく高い費用ということでお金使ってしまうことにもなりますので、そういう意味でやはりそうやって市の職員の事務能力を上げていくということが研修でできるのかなと思うんですけど、そういうことをされてますかっていうことをお聞きしたかったっていうところがございます。

問(副市長) 反問権でお聞きしたのは、内部設計でできるっていうふうにおっしゃったんで、どういうものが具体的におっしゃって見える部分を、これは内部設計できるんだってことを御指摘くださいよ。それだったら私もこれ内部設計できるのかどうかってことをお答えしないかんものですから具体的におっしゃってください、質問として。

答(13) 今、研修の話がされてるんですけど、それをお聞きになるんですね。例えばですね、今回出てるものでいくと…。

委員長 ちょっと今先ほどの倉田委員の発言の中での内部設計、その辺ができないといった部分について、今副市長のほう反問権を使っております。そのあたりについてお答えください。ちなみに先ほど私が勘違いしてると言われましたが、議会会議規則第54条に基づき、委員の質問及び質疑の内容を確認する場合に限り反問権を許可できるんです、私。その辺よく理解ください。答弁をお願いします。

意(13) だから答弁ではなくて私は質問の意図としては、こういう検証はやらないんですかっていうことを、やったんであればやったということをお答えいただければいいですし、いやうちはやらないですよってことでいいですし、例えばでいけば、今回出てる高浜南部憩の家とか、以前出た高浜北部憩の家の取り壊しですね。取り壊しに関しては私は内部設計できると思っておりますし、市の契約に関しても例えば高取小学校の長寿命化改修工事、これに関しても私はちょっと大丈夫かなって心配になってるものがございます。だからこそ聞いているわけで、そういう研修をやったのかやってないのか、この研修事業のことに今関して聞いているので、そういうことをや

らないんですかっていうことを私はお聞きしております。

委員長 少し整理させていただきます。確かに倉田委員、研修やらないんですかっていう質問はされました。ただ副市長が反問権使って逆にお尋ねしている部分っていうのは、職員が内部設計できないということを指摘した部分に対して、副市長はどういうことですかという、今、反問権使って聞いてますので、それに対して適切にお答えください。

問 (13) ちょっと最後のほうを聞き、ちょっと取れなかったね。内部設計できないことが何ておっしゃってるんですかね、御説明が…。

委員長 高浜市の職員はできないというふうにおっしゃられたのでそれについて副市長のほうで反問権使われたので、どういったことができないのかどういった形でできていないのか、しっかりと答えてください。

意 (13) できるとかできないかその能力までは私は知りませんが、本来、委託で出さなくていいものも委託で出しているから、だからこそ、やはり職員を育てて研修で内部設計ができるようにするっていうことに関して、私は今回ここで研修がこういうふうに行われましたよっていうことが出てるものですから、そういう研修はやらないんですかっていうことをお聞きしてるわけです。だからそういう研修をやっているのかやらないのかをお答えいただければいいですし、ただそれだけの話です。

問 (企画部) 反問権ですが、先ほど設計ができないと言ったのは、技術的に職員ができないって言うてるのか時間的にできないっていうかどちらか教えてください。

委員長 今回の反問権認めますが、反問権に対しての回答を倉田委員お願いいたします。

意 (13) だから技術的にできるかできないかなんて私は分かりませんよ。それではなくて、研修やらないんですかっていうことを聞いているだけの話です。そんなことは分かりません、私には分かりませんが、他市ではやれてやることがあるから、それに関して高浜市でもやれてくるといいなと思うので、そういう研修はやってないんですか。やったかやらないか、お答えいただければいいんじゃないでしょうか。反問権がよく分かりません。

委員長 分からないで逃げないでください。実際に倉田委員発言されてます。今、企画部長からの反問権に対してもしっかりとお答えいただけてないです。

問 (企画部) 発言の中で職員には設計ができないっていうふうに質問してます。それに対して技術的なのか時間的なのかということをお聞きしたいです。倉田委員の質問されたことに対して私がお伺いしてるということです。

意 (13) 反問権に全く私はなっていないと思うんですけど、私はできるかできないか分かりませんって先ほども答えました。答えたんですけど、他の自治体ではやっているとあるから、それができるようにするための研修はしなかったんですかということをお聞きしているわけです。何か話をどんどんずらさないようお願いいたします。

答 (企画部) 倉田委員が技術的にできると思ってあるのであれば、それは技術職の研修はする必要はないというふうに思います。

委員長 ここで整理させていただきます。企画部長の反問権。技術的なのか時間的なのか、その部分だけ倉田委員お答えください。

意 (13) だから先ほど何回でもいいけどそれはわかりません私は。ただ研修をしたのかしてないのかお聞きしたかっただけです。

委員長 倉田委員に申し上げます。正しく根拠をもってこれから質問のほうをお願いいたします。できてないと分からないのであれば、そういった質問はお避けいただきますようお願いいたします。では議事進行いたします。

答 (秘書人事) 主要成果 58 ページ、時間外勤務が 1 か月、100 時間以上の職員の配置の関係で御質問いただきました。4 名ということでございます。選管 2 名、税務グループ 1 名、学校経営グループ 1 名でございます。80 時間以上を超えた者っていう御質問いただきました。こちらはゼロ名でございます。その下の医師面談実施者数が 4 名ではなく 3 名の理由でございますが、その下を書いてあるとおり、3 月には予定を入れてたんですが、病院の都合、本人の都合もありましてちょっと時間が合わず 4 月に実施したものでございます。

意 (13) 委員長は私たちの代表ですのでしっかりお答えいただけるように促していただけるようお願い申し上げたいと思います。反問権も反問権ではありませんのでお願いいたします。

委員長 反問権か反問権ではないのを判断するのは私、委員長であります。これも会議規則第 54 条の規定に基づいて、反問権を認めておりますのでその辺、御理解をお願いいたします。

問 (13) 59 ページの 2 款 1 項 8 目の広報のほうにお伺いしたいと思います。先ほどから町内会に入っていない方への配布について柴口委員が質問してくださってるんですけど、逆に言うと町内会に入ってる方は配ってもらえるということになるし、配ってるお金についても市のほうが委託で各町内会にそれぞれの金額をお支払いしてるってなると、私は逆に言ったらだったらもう入っていない人と、その町内会で決めるっていうのがちょっとよく分からないなっていうところで、あの広報配布委託の高浜共立運輸株式会社っていうのは、いわゆる各町内会への配布金額になる

んでしょうか。この内容についてお聞かせいただきたいのと、あとその下の市ホームページの運用ということで、コンテンツマネジメントのシステム等の使用料ということでこちら入札なのか随契なのかそのあたりについてもお聞かせください。

答（総合政策） 59 ページの広報配布委託、高浜共立運輸の部分でございますが、市役所から町内会の理事のお宅に配布するための委託料になります。コンテンツマネジメントシステム等使用料につきましては、今回更新がありましたので前回からのシステムの更新という形になりますので、全く新しいものを入れるということではなく継続というような形でやっておりますので一者随契というような形になっております。

問（13） その下の市公式LINEの運用ということで、セグメントの配信でっていうことでこちらを推進していきたいということをこの間ずっと御答弁いただいているんですけど、ほかの自治体でセグメント配信の設定をしてからじゃないと登録できないよってというようなやり方とかもあると思うんですけど、そのあたりの工夫についてはいかがでしょうか。

では次の 60 ページに参ります。2 款 1 項 9 目の財産管理事業についてお伺いしてまいりたいと思います。こちらを読むと、抜本的な事務事業の見直しを行うとともに、行政経営改革などを実施し将来を見据えた財政のマネジメント強化を図りましたっていうことで、この下記の委託になるのかなと思うんですけど、この下記の委託とかによる効果についても教えていただきたいのと、あとこれが統一的基準対応公会計制度財務書類作成・分析等業務委託、こちらは毎年同じ業者なんですけどこれ随契になっているのかなと思うと随契の理由についても教えてください。

委員長 契約については調書で確認できるものについては、お答えする必要ありませんのでお願いいたします。

答（総合政策） 主要施策成果 59 ページのLINE公式アカウント情報配信システム利用料。セグメント配信の受信設定をしないと登録できないような仕組みというところでございますが、他市の事例も拝見をしておりますが、そういった受信設定をしないと登録できないというような設定のものはあまりちょっと見たことがないというところでございます。他市も受信設定をしてもらうためにどのような形で取り組んだらいいかというところで課題というところはお聞きしておりますので、我々もなるべく設定してもらえるように取り組んでまいりたいと考えております。

答（財務） 2 款 1 項 9 目財産管理事業でございますけれども、こちらにつきましては、抜本的なところで行政経営改革を実施したところでございます。こちらにつきましては本委員会

冒頭のほうでもお答えをさせていただいたところでございます。この契約につきましては指名競争入札によって決定したというところでございます。

問（13） 具体的にどのような効果があったのかについても教えていただけたらと思います。

62 ページの 2 款 1 項 11 目の庁舎管理事業についてお聞きいたします。光熱水費、電気、ガス、水道ということで金額出てるんですけど、清掃業務については、以前から他の議員も一般質問でも言ってるんですけど、なぜこれここで別の人の委託業務に変えてかないのかなってということについてお聞かせいただきたいのと、あと公用車の管理事業につきまして、昨年度より公用車の使用回数が増えたということだと思んですけど、この委託の契約方法についても教えていただきたいなと思いますし、増の理由についてもあわせてお願いいたします。

答（財務） 2 款 1 項 9 目財政管理事業、その成果というところでございますけれども、本委員会冒頭、総務部長のほうがお答えさせていただきましたが、その成果といたしましてはマシンスタジオ運営委託料、こちらの削減に繋がったというところでございます。

答（行政） 庁舎管理事業の中の清掃業務につきましては、過去締結いたしました本庁舎に関する事業契約の中で業者さんのほうに一括してお願いしておるために委託がないものでございます。

公用車の運行件数の増につきましては、令和 5 年度の下半期につきましては、楽習館の児童クラブの送迎のための利用もちょっと増になったというところでございます。

問（13） 63 ページの 2 款 1 項 11 目に参ります。火災保険料の中の旧分院分の金額を教えてくださいたいのと、それから委託料の土地測量等業務委託、こちらが新たな委託内容として挙がっております。こちらの内容についても一緒にお聞かせいただきたいと思います。

それからその下の工事請負費の防草シートの設置工事、こちらについても新たな請負費になっておりますので、そちらもあわせてお答えいただきたいのと、あと多分ここに昨年度書かれていた青木町の 1,160 万 8,000 円の土砂入替工事費に伴う土地については、多分まだ売れてないという話なのかなと思うんですけど、その売れなかったというのは公にどういう形で売買をされたのか分かんないんですけど、どういう形でされるまでも至ってないのか、したんだけどなぜ売れなかったのかそのあたりの理由についても併せてお聞かせ…。

委員長 倉田委員申し上げます。どこに記載されてますか、それ。決算資料に見当たらないんですけど。

問（13） 昨年と記載されて今年記載されていないものですから、あえてお聞きしています。こ

のページで記載されておりましたのでお願いします。

委員長 当局に置かれましては、記載されてない理由だけ述べていただければ結構です。答弁をお願いします。

答（財務） 2款1項11目財産管理事業です。火災保険料については旧分院のほう5年度は入っております。それから土地測量等委託料でございますが、こちらにつきましては高取幼稚園の測量の委託料でございます。

そして最後に、防草シートの設置工事でございますけれども、こちらにつきましては市内の6か所におきまして防草シートの設置をしたというものでございます。

それから昨年度載っていたけれどもというところの工事でございます。土砂の入替工事と思えますけれども、こちらの昨年度で終了したというところから5年度の決算には載っていません。

問（13） 昨年度の旧分院部分の火災保険料はお答えいただいているので、昨年度の決算委員会で。ですので、令和5年度分も幾らになるのか、これ後でも結構ですのでお答えください。

それから64ページの市庁舎本庁舎の整備事業についてお聞かせいただきたいと思います。適宜事業者等の調整や協議を行ったということなんですけど、どのような協議をされてきたのかについてお聞かせください。

それから65ページ、2款1項12目のまちづくりサミットなんですけど、これ昨年度まではどうも町内会と合同でっていうことだったんですけど、今年そのように書かれてないもんですから状況が変わったんでしょうか。そのあたり理由もあわせてお聞かせいただけたらと思います。

答（行政） 本庁舎整備事業につきまして、事業者との調査調整や協議というのは庁舎の管理において不具合が生じたときに、これはどのように処理していくかというような調整や協議を行っているものでございます。

答（総合政策） まちづくり協議会サミットですが、令和4年度は、まちづくり協議会の方々と町内会一緒に1回やってみたらどうだということで試しに一度実施をしました。令和5年度につきましては原点に戻り、基本はまちづくり協議会の会長・事務局長のみでの開催となっておりますので合同でのものは実施していないという状況でございます。

問（13） 先ほどの市役所本庁舎の適宜っていうところで不具合が起きたときに調整、協議を行ったってことなんですけど、これ庁舎の建設の前にいわゆる1階の庁舎向かい側の多目的室とかがあるところの一番奥のパン売ったり自販機があるところなんですけど、ここについては以前からその当時は喫茶店とか食事できるようなところが入りますよみたいな話があったんですけど、そ

のあたりの協議っていうのはされていないのかなっていうところを確認をしたいのと。

あと 66 ページ、2 款 1 項 12 目多文化子育てサロンということで 85 組の方が利用していただいているんですけど、こちらのような内容でされているのかについてお聞かせいただきたいのと、あとその下の地域日本語教育推進業務委託、これも 트레이ディングケアさんの委託ということで、いろんな事業を、似たような事業を一括で委託としてされてないっていうのが、これも私ちょっと理解できないんですけど、これ人数とそれぞれの勤務時間についてもお答えいただきたいと思います。

それからその下の多文化共生コミュニティセンターの運営等ってことで、一番最後の文言で相談場所への案内を行ったということで、これ同行型の支援になるのかなと思うんですけど、それが何件あったのかについてもあわせてお願いいたします。

答（行政） 本庁舎整備事業につきまして、庁舎の正面向かい側に立っております会議棟につきまして、喫茶店をするか食事処にするかというようなお話の協議というところですけども、現在のところそういう協議は行っておりません。

答（総合政策） 主要施策成果 66 ページ、まず多文化子育てサロンでございますが、こちらにつきましては小さなお子様を持つ外国籍の方、なかなか孤立してしまいがちですのでいろいろな相談をこういった場でできるような形で委託をしているというところですが、ここにもありますように利用がなかなか伸びてこないなというところがございます。

次に地域日本語教育推進業務委託料の内容でございますが、こちらにつきましては事務作業者賃金として 180 万円、内容としては 1 か月当たり 15 万円掛ける 12 か月。コーディネート業務謝金ということで、107 万 5,200 円、こちら子育てサロンで 24 時間分、日本語教室で 312 時間分。日本語指導謝金としまして、195 万 9,100 円。こちらの内訳は、子育てサロンとして 24 時間分、日本語教室として 312 時間掛ける 2 人分、子ども日本語教育として 242.5 時間。作業補助等労務謝金として 109 万 8,240 円、こちらについては子育てサロンで 24 時間分、宿題サポートで 96 時間分、日本語教室で 312 時間掛ける 3 人分。保育業務謝金として 18 万円、こちら子育てサロンで 24 時間分、宿題サポートで 96 時間分。そのほか一般管理費や教材費ということで 15 万円というような内訳になっております。

次が多文化共生コミュニティセンターの運営。これ同行型支援というようなお話ありましたが、どこかについて行って支援するというのではなくて、実際書類の書き方とかいろんな相談事をセンターに来ていただいて、そこで一緒に書いたりとか、これを市役所のどこに持っていけばいい

いよとかそういったような形で相談支援をするというものになっております。

問 (13) 67 ページ 2 款 1 項 1 2 目の委託料ということで、コミュニティセンターの運営業務委託ということで、こちらが管理運営、それからその下に先ほどから言ってる情報発信業務委託というのが、先ほどの日本語教育推進業務委託ということで委託業務だけで3つあるんですよ。3つあるっていうことこれがちょっと私理解ができなくて、なぜ1つの委託でできないのかなっていうところと、あとこの多文化情報発信業務委託のところの必要な情報を他多言語にて配信ということで、先ほど5カ国語の動画でっていう話があったんですけど、この必要な情報っていうのは必要な情報が多分こういうことっていうことで何か決められてると思うのでそれについてお聞かせいただけたらと思います。

それからその下の空き店舗使用料。こちら多文化共生コミュニティセンターの場所をお借りしてるっていうところの費用になるかと思うんですけど、ここ本当にもう何回でも言ってるんですけど、条例上の問題、今はないということでよろしかったでしょうか、その確認をしたいと思います。

答 (総合政策) まず 67 ページの委託料の部分でございますが、こちら国や県の補助金も頂いております。国や県の補助金も日本語教育の部分と、こういった総合窓口の業務の運営の部分で補助金が分かれておりますので、こちらとしてもそれぞれに対応できるように市の一般財源を抑えるために、そういった補助金をできれば活用していきたいので、こういった形で分けて計上しているというところでございます。性質も違いますのでそれぞれということでございます。

次に多文化情報発信業務委託ですが、必要な情報というのはどのようなことだというようなところでございますが、こちら広報毎号発行前に相談をしまして、正直我々も外国籍の方が広報に書かれている内容でどれが一番必要かなというところが分かりかねるところもあるので、そういったところから相談をしましてこれにしましょうというような形で決めて、その部分について多言語化の動画にして発信をしているというようなところでございます。

あと1件反問権よろしいでしょうか。

委員長 本件を認めます。

問 (総合政策) 先ほど空き店舗等使用料のところ、条例的に問題があるというような御質問の中であったと思うんですけども、条例的に問題があるというのは、ちょっと今までもあんまり聞いたことがなかったので。

答 (13) 以前は消防法とか人街条例とかそういうところに問題があったところがあったという

ことでお話いただいたもんですから、そういったところが全て改善されていて店舗として使うことに関して問題がないということの確認をしたかっただけです。お願いいたします。

答（総合政策） 消防法のところにつきましては火災報知器を修繕しましたので、その部分についてはクリアをさせていただいております。あと人街条例の部分については今ちょっと対応中というところがございます。こちらにつきましては一般質問のところでも御答弁させていただきましたが、移転について検討していきたいというようなところがございます。

問（13） 68 ページの 2 款 1 項 12 目アシタのたかはま研究事業なんですけれど、まず 8 月 21 日の参加者 25 名の福祉の魅力発信、こちらについては講師の方がみえたんでしょうか。それについての経費と、それから 3 月 9 日の A I クリエイターの羽佐田裕樹さん。こちらのほうにつきまして 30 名参加ってことですが、このうち一般市民が何人参加されたのかなっていうところと、こちらについては多分講師の方に謝礼なりお支払いしてると思うので、どれぐらいかかっているのか。

それからその下の行財政専門情報サービスですけど、利用することによる効果についてもお知らせいただきたいと思います。

それからその下の公共施設総合管理計画推進事業の公共施設等 F M システム委託なんですけど、これについての詳しい内容についても教えていただけたらと思います。

答（総合政策） 68 ページざっくばらんなカフェのところですが、8 月 21 日の福祉の魅力発信。こちらにつきましては、講師につきましては謝礼等は発生をしていないというような状況でございます。

また、3 月 9 日の v o l . 65 でございますが、こちら委員も参加していただいたかと思いますが、職員等々を除くと大体一般市民 25 人ぐらいかなというようなところがございます。こちらにつきましては講師の方に 3 万円の謝礼をお支払いをしているというところがございます。

また、行財政専門情報サービス利用でございますが、こちらにつきましては中日新聞社が配信をしているもので、最新の高浜市に関わる情報だとか国の動向、そういったものがすぐに把握ができるというようなところで効果があったのかなと思いますが、ただ、利用者があまり伸びないという市の職員として使う人もなかなか少なかったというところもありまして、令和 5 年度でこちらは廃止ということでやっております。

答（財務） 2 款 1 項 12 目公共施設の推進事業でございますけれども、こちらの F M システムにつきましては、主要成果のほうに内容としては記載させていただいておりますけれども、市の

公共施設で所有している施設の管理の状況、また利用状況、またコスト情報、そういったものをこのシステムを用いて総合的に管理をして長期的な視点での施設管理に資するものということで導入したものでございます。

問（13） 2款1項12目のふるさと応援事業なんですけど、先ほどふるさと応援寄附金の話からいろいろありますけど、申し込みが多かった謝礼品上位5品ということで挙げていただいております。令和5年度に新たに発掘されたものとか新たに発掘を行った事業者がどれぐらいあるのか教えていただきたいのと、やはりそういうこともやっぱり市として応援していただきたいなと思いますので、支援とかされてる部分があったら教えてください。

それから70ページ、2款1項12目のICT推進事業についてお伺いしたいと思います。マイナポイントの申し込み手続きに関する市民へのサポートの実施ってということで業務委託をされております。こちらの業務のほうは入札されたのか、随意契約なのか、そのあたりについてもお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） 69ページふるさと応援事業でございますが、こちらにつきまして令和5年度新規返礼品として新たに期間限定のものも含めますが、52品のものが追加でラインナップをいたしました。お蕎麦だったり新たな鰻だったりとかそういったものがラインナップをさせていただきましたが、なかなか爆発的なヒットというのはないのでそこら辺は我々もPRをしっかりしていきたいと思います。また6年度ではポータルサイトも増やしていきたいと思います。

答（ICT推進） 主要成果70ページ、ICT推進事業（4）マイナポイント申請サポート業務委託料について、入札なのか、随契なのかというところで、入札により落札したところに業務委託をお願いいたしております。

問（13） 令和5年度にここに音声によるメンタルヘルスの音声こころ分析サービス利用ということで39万6,000円が上がってたんですけどこちらがなくなってるのかなと思うんですけど、あえて載せていないのか、この事業自体をやめたのかやめていればその理由についてもあわせてお聞かせください。

83ページ、2款1項16目なんですけど、市内犯罪発生件数が増えてるんですけど、この要因とかどのように分析されているのかっていうところと、あと夜間防犯パトロールの業務委託料も増えてるってということで、こちらについても理由、それからその他5件ということで委託料があるんですけど、どのような委託を防犯活動でされているかについてもあわせてお聞かせください。

答（ICT推進） ICT推進事業について令和4年度決算において、音声こころ分析サービス

利用料 39 万 6,000 円が記載されていたが、令和 5 年度の決算にないのはどういった理由かという御質問でしたが、令和 4 年度末をもってサービス提供者からサービスの提供が停止したことによるものです。

答（防災防犯） 主要政策成果の 83 ページの防犯活動のところで犯罪件数が 316 件と前年度と比べて増えておるといところでございます。主だったところが、侵入盗のほうが前年 4 年が 11 件のところが 20 件、あと自転車盗が 48 件から 87 件と大幅に増加しております。そういったところが理由でございます。

あと夜間防犯パトロールの金額が上がったんじゃないかというところですが、こちら人件費の高騰等がありまして日数は変わりませんがそういう部分で増加をしておるといところでございます。

あとその他の 5 件の委託というのがございますが、啓発チラシの区分梱包委託でございます。

問（13） 防災防犯グループの最後のほうがちよっと聞き取れなかったので、もう一度お願いしたいと思います。

あと 84 ページ、2 款 1 項 17 目の市民相談事務事業についてお伺いたします。こちらの報償金のほうで人権教育講演会の講師謝礼ということで新しくこちら上がっております。どのような場所でどういった講師の方がどのような対象者に対して講演会をされたのかについて教えていただけたらと思っております。

それから、外国人相談事業ということ先ほどからお話があります。これって随意契約になるのかなと思うんですけど、その確認と。今外国人の通訳の方っていうのは非常に人材確保に苦慮しているということをお聞きしておりますので、やはり委託ではなくて直営で会計年度なりで雇用していただけるといいのかなと思うんで、そのあたりのお考えについてもあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

答（防災防犯） 先ほど委託のその他のところでございます。もう少し丁寧に御説明すればよかったと思っておりましたので改めて御説明させていただきます。防犯アイテムですとかの啓発チラシの回覧配布に伴う梱包の仕分け作業という形の委託となっております。

答（市民窓口） 主要成果 84 ページ、人権教育講演会の講師謝礼のことについてということで、内容についてですけれども、こちらは市内中学校 2 校の中学生を対象に講演会を行っております。まず南中学校全校生徒 582 名を対象に講師を逢楽安希子さんとして情報モラル教室を行っております。次に高浜中学校 982 名に対して講師石原友信さんを講師としてインターネットと人権、「ネ

ットで起きている人権侵害の相談現場から「皆さんに伝えたいこと」を演題として講演のほうを行っております。こちらのほうは中学生を対象にスマートフォンによる人権侵害の講演を行うことにより、スマートフォンの利用について考えることがきっかけとなり、講演後、人権意識を啓発するきっかけになったものと認められます。

次に外国人相談の件で窓口通訳業務委託ですけれども、こちらは随意契約で行っております。またこちらは直営で考えるという内容ですけれども、特に考えはございません。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 45 分

再開 午後 3 時 50 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

問 (13) 市民相談事務事業の総合窓口受付の通訳の業務について随意契約ということで教えていただいたんですけど、こちら地方自治法の施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号のどこの条件に当てはまるために随意契約ができるについて教えていただきたいと思います。

それから 87 ページ、2 款 1 項 18 目の委託料のレスキューストックヤードに委託してるものとして、委託内容がこれを見ると市民向け防災講演会の 1 回と防災リーダー向け研修会 1 回、市職員向け研修会 3 回ということで、これ 5 回で 256 万 166 円になっているんでしょうか。ほかにも何かやっていたことがあるのか、それについてもあわせてお聞きしたいと思います。

それから 88 ページの 2 款 1 項 19 目の行政不服審査事業についてお伺いいたします。審査請求の状況の旧年度処理中件数ということで 1 件ございます。これいつの案件か、いつに行政不服審査請求されたものなのか教えてください。

答 (行政) 行政不服審査につきまして、いつ審査請求がされたかというところですが、令和 4 年 12 月 13 日に審査請求をされております。

答 (市民窓口) ポルトガル語通訳等業務の随意契約の理由でございます。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 2 号でございます。

答 (防災防犯) 87 ページ、2 款 1 項 18 目防災対策費の委託料のレスキューストックヤードの件でございます。市民向け防災講演会、防災リーダー向け研修会、市民向けの研修会、計 5 回の委託料でございます。

問 (13) 89 ページ、2 款 1 項 20 目の自衛官募集事業 4 万 5,000 円。これっていうのは、市が自衛官募集について職員が周知を図るっていうのが私はちょっと理解できないんですけど、これはいわゆる国のほうから下りてきた事業なのか確認したいと思います。

それから飛んで 92 ページ、2 款 2 項 1 目の市税賦課事業の委託料、窓口業務委託、先ほど人数とかはいわゆる委託だから把握してませんよっていうお話がありましたが、この契約についても入札、随契、随契であれば随契理由についても 167 条の 2 第 1 項の何号になるのかっていうところと、あと市の積算金額もあわせてお聞かせください。

答 (行政) 2 款 1 項 20 目、自衛官募集事業につきましては確かに国から下りてきた事業になります。

答 (税務) 主要成果の 92 ページの市税賦課事業の窓口業務委託のところでございます。こちらは 1 者随意契約でございます。その理由といたしましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号でございます。

あと積算の根拠につきましては、見積書を徴収しております。

問 (13) 見積徴収っていうのもよく分からないので、この金額になった根拠についてよく分からないので教えていただきたいのと、あと 94 ページの 2 款 2 項 1 目の現年度徴収率が、昨年度 99.2%で 98.4%なので徴収率が下がってますのでその理由とか、どのように捉えられているのかについてもあわせてお願いいたします。

それから 97 ページ、2 款 3 項 1 目委託料。こちら総合サービス株式会社に委託してる窓口業務委託ですけど、こちらあわせて同じように入札、随契、それから随契理由や市の積算はどのような見積り。ちょっと先ほどの説明よく分からなかったんですけどその委託金額に至った経緯について教えてください。

答 (税務) 主要成果の 92 ページの窓口業務委託の積算の関係になりますが、繰り返しになりますが見積書を徴収しておるところでございます。

それから主要成果の 94 ページの現年度の徴収率につきまして前年度よりパーセントがダウンしているところですけども、こちらにつきましては、6 月の全員協議会で御報告させていただいた県民税の過納金が考慮されてない状態での徴収率になっております。それをもし県民税の過納金の金額を反映させた場合ですと、99.1%になりますので前年度とほぼ変わらない徴収率であるというふうになります。

答 (市民窓口) 主要成果、97 ページの窓口業務委託でございます。こちらは随意契約になりま

して根拠法令は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項の第 2 号でございます。この金額に至った経緯ということですが、見積徴収をしております。

問 (13) 見積徴収をしたっていうのは総合サービスに対してしたっていうことでよろしかったでしょうか。その確認をしたいと思います。

それから 101 ページについてお聞きします。愛知県議会議員一般選挙について、期日前投票の事務派遣業務について 26 万 3,556 円、こちら内容が下を書いてあって、いわゆるキャンセル分っていうこと書いてあるんですね。キャンセル分ってなってるんですけど、左のページ、100 ページを見ていただくと市議会議員の選挙のほうが行われていて、会社違うんですけど似たような金額のほうが必要な支出ってことで委託料が出ております。これキャンセル分っていうふうになってるんですけど、これ満額キャンセルしたとしても支払うような契約になっているのか、どのような契約になっているのか、契約内容についてお聞かせいただきたいと思います。

答 (税務) 見積書の件ですが総合サービスから徴収しておるものでございます。

答 (市民窓口) 戸籍のほうの窓口業務も同様に総合サービスから徴収しております。

答 (行政) 県議会議員の一般選挙につきまして、期日前投票事務の派遣業務。こちらキャンセル分。説明会は行いますので説明会の参加分と、あとキャンセル分 60%でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、2 款総務費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 00 分

再開 午後 4 時 05 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答 (経済環境) 午前中の倉田委員の御質問にお答えさせていただきます。主要施策成果説明書の 37 ページ、17 款寄付金における未来を担う人づくり事業 (高浜高校 S B P) の活用事業を外

した理由でございますけれども、令和4年度に令和5年度の事業費を検討した結果、令和5年度はSBPを支援するための交通費のみを事業費としたため、ふるさと納税の活用事業のほうから外してございます。

3款 民生費

委員長 質疑を許します。

問(6) 主要施策成果の152ページ、3款2項2目保育サービス費、地域子育て支援拠点事業運営委託料のところなんですけれども、昨年より金額がかなり多くなっています。その内容と、あと中でもひなたぼっこの年間利用者数は減少しているのに金額が増えているのはなぜか、その理由について教えてください。

あと、主要施策成果の162ページ、3款2項3目家庭支援費、放課後児童健全育成事業の委託料が昨年と比べて500万円近く多くなっています。人件費の増加もあるかと思っておりますけれども、ほかに理由があれば教えてください。

答(こども育成) 子育て支援拠点事業の運営委託料の増につきましては、主に開設日数の増が原因と考えております。

次に、児童クラブの委託契約金額の増につきましては、支援数が高浜児童クラブが1支援から2支援に増えたことによる委託料の増が主なものとなります。

ひなたぼっこも開館日数に影響するものと考えます。

問(8) 2点お願いします。主要施策成果説明書の110ページ、避難行動要支援者支援事業についてお伺いいたします。避難行動要支援者個別避難計画の進捗状況についてお聞かせください。

もう1点、162ページ放課後児童健全育成事業についてお伺いいたします。児童クラブ単位での待機児童人数及びその現状と今後の対応についての考え方についてお聞かせください。

答(こども育成) 児童クラブの待機児童の状況と今後の考え方についてお答えします。令和5年度において4月1日現在では小学校1年生のいわゆる午前の授業で終わるような児童の受け入れも全員受けるとというような形で、小学校の給食の開始が4月20日頃からになりますので、それまでは人員体制も整えて居場所の確保のために対応しております。ただ20日以降につきましては、いわゆる〇〇っこ広場等の別の居場所などを案内して分散化するとともに児童クラブについては通常運転に移行しております。そのため、5月1日現在で児童クラブの定員を大きく超

えた場合には、利用の機会を待つ人数が年間で一番多くなるのかなど。各施設については、待ちとしては翼が7人、ひこうきぐもが3人、翼が18人、高取の北はゼロで、南が1人、高浜15人、東海ゼロの合計44人となります。

クラブの利用ニーズについては吉浜地域が高まっており、それにより吉浜と翼地区の両児童が通うひこうきぐもも対応に苦慮しております。支援事業計画を今策定している中で、利用ニーズも考慮した対応を考えていきたいと考えております。

答（地域福祉） 個別避難計画の作成の進捗状況ということですが、令和5年度は、内閣府が実施いたしました個別避難計画を作成するために必要な助言をいただけるピアサポーターの派遣を受けました。その中で計画の実効性だったり作成過程も重要だよということをアドバイスを頂きまして避難訓練を実施いたしました。障害者防災部会のほうに協力を依頼して、障害をお持ちの方に初めて出会った方と一緒に作業所から自宅まで入ることができるのかっていう訓練を実施しました。

答（こども育成） 先ほどの地域子育て支援拠点事業の運営委託料の件でございますが、開館日数のほうも若干増というのも踏まえまして、この保育関係につきましては、いわゆる人勧の影響もありました。人件費の増というのが多分に影響しておりますので、そちらの影響もあったというふうに考えております。

問（10） それでは、主要成果説明書133ページの3款1項7目の地域介護・福祉空間整備等交付金交付事業、いわゆる認知症グループホームがじゅまるへの交付金の交付なんですけども、がじゅまるのほうをオープンしてからあ・うんが閉鎖だったかな。そちらに移動を含めて現状の今のがじゅまるの状況、どういう状況になっているのかということと、それから今後やっぱり地域に開かれたというようなイメージも作っていききたいみたいなお話も伺ってましたので、その辺のところも、もう既に取り組みが始まっているのかどうなのかそのところをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、168ページの3款2項3目、出産・子育て応援交付金支給事業ですけれども、実績として出産応援ギフトが487件、子育て応援ギフトが390件というふうになってるんですけど、素人で申し訳ないんですけども両方同じ数字になるのが当たり前かなというふうに思ってたんですが、例えば高浜市への出入りが多くあったのかなとか、結構な数の差があるものですから、それをお聞かせいただければと思います。

答（介護障がい） 主要施策成果説明書133ページの、13の地域医療介護総合確保基金事業の介

護施設等整備の関係の御質問だと思いますが、認知症対応型共同生活介護いわゆる認知症対応型グループホームがじゅまるの現状でございますが、議会へ情報提供させていただいてますとおり、令和6年3月31日にがじゅまるが指定を受けて開始をしております。同日3月31日付で社会福祉協議会が運営するグループホームあ・うんが閉鎖をしております、あ・うんにいらっしゃいました6名の方は全てがじゅまるのほうに入居されていらっしゃいます。7月末にはがじゅまるのほうで定員18名全て埋まった状況となっているのが現状でございます。あわせてがじゅまるが地域に開かれたということでの御質問ですが、運営推進会議という会議の中では地域の方にも御出席をいただいて、現状をお伝えいただきながら協力関係を、委員としてはまち協さんとか町内会さんとか民生委員さんもいらっしゃいます、そういったところとの関係を作っていただきますのと、がじゅまるの利用者の方については施設から近隣を散歩されたり、市内の店舗を御利用をされたりということで、市内の活動のほうもコロナが落ち着いた状況を見ながらされておりますので、少しずつでございますが、地域のほうにも溶け込んでいくというような形に進んでいくと思っております。

答（健康推進） 主要成果168ページの出産・子育て応援交付金支給事業につきまして、妊娠届出時の出産の数と出生届時の応援ギフトの数に差異があることにつきましてですが、この事業自体が開始されましたのが令和5年2月1日からとなっております。出産応援ギフトの対象者の申請が令和5年度に持ち越されたため、子育て応援ギフトとの申請者数の差異が発生したものと考えております。ですので令和6年度の実績につきましては、ほぼ同数の数字になってくるかと思っております。

問（5） 主要成果説明書の147ページ、148ページ、2点になりますけども、3款1項18目、価格高騰重点支援給付金支給事業と、148ページの3款1項24目、これ追加分になるんですけども、それぞれに対しての最終的な給付率を教えてください。

答（地域福祉 主幹） 主要施策成果説明書147ページの給付率についてお答えいたします。対象者を案内の発送件数ということで捉えまして、支給世帯で捉えますと98.39%、同じく148ページの追加分につきましては、97.26%となっております。

問（12） 3款では、5つの事業で聞かせていただきます。主要施策成果説明書137ページ、3款1項8目、生活困窮者自立支援事業について（6）の委託料のところ、窓口通訳等業務を高浜総合サービスに委託となっておりますが、通訳がどの言語で対応していたのかお願いしたいのと、あとこの委託していた人数とその人の勤務時間についてもお願いします。

2つ目に145ページ、3款1項14目、国民年金事業について、(4)負担金のところで愛知県都市国民年金協議会とありますが、この組織がどういったものであるかについてお願いします。

あと3つ目158ページ、3款2項3目の家庭児童相談事業について、(1)相談・対応、延べ件数のところで養護相談の件数、これが4年度に比べて5年度かなり増加していますが、この理由についてお願いしたいのと、あとこの件数について、その年度で解決した、あるいは継続している件数について分かればお願いします。

答(地域福祉 主幹) 主要施策成果説明書の137ページ窓口通訳等委託業務についてですが、ポルトガル語の通訳が1人で週3日となります。

答(福祉まるごと相談) 児童虐待相談が増えているということで御質問いただきました。令和5年度は刈谷児童相談センターからの虐待通告件数が111件ございまして、前年度比で51件増加しておるのが主な理由でございます。その通告内容でございますが、心理的虐待がやはり一番多くございまして、こちらが前年度比で20件増となっております。心理的虐待の内容を聞きますと夫婦げんかを子供たちが見ていたなどのそういった理由によるものが多くございまして、その理由としましてはやはり新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことで社会活動が活発になってきた。そういった中で家庭内の夫婦間トラブルも増えてきたんじゃないのかなというふうに考えております。

もう1点、養護相談のその他の相談の増加もございまして。そちらに関しましては保護者の離婚や入院といった理由により困難になるという家庭環境にあるお子さん、そういった方の相談になります。直接的な虐待ケースではございませんが、そういった相談を母子・父子自立支援員へ繋げて繋げるなどしまして、養育困難児につきましては刈谷児相へ繋げるなど、家庭環境や保護者の疾病に係る課題に対する相談をお受けしてございます。ただ増加の理由としましては、心理的虐待の件数と同様に夫婦間トラブルというのが多くあったんじゃないかと背景にあったのではないかなというふうに分析しております。

答(市民窓口) 主要成果145ページ、国民年金事業の愛知県都市国民年金協議会がどういう組織かということですが、こちらは愛知県下の年金事務所及び愛知県下の市を構成員とした協議会でございます。

問(12) 残り2つについて、主要成果説明書164ページの3款2項3目、病後児保育事業に関して、これどこでやっていたのかお願いしたいのと、あと169ページ、3款3項2目、生活保護事業についてですが、地球温暖化で気温が上昇している中で今冬季加算ありますけれど

も夏季加算はないという状況で、健康で文化的な最低限度の生活にこの夏季加算が含まれるべきとは思いますが、この夏季加算について必要性の検討とかはなされなかったのかについてお願いいたします。

答（こども育成） 病後児保育はどこで行っているかでございます。いきいき広場の3階で実施してございます。

答（地域福祉 主幹） 主要施策成果説明書の169ページ、生活保護事業についてですが、夏季加算につきましては、生活保護自体、国の定める方法で計算をするということになっておりますので夏季加算については考えておりません。

問（13） 108ページ、3款1項2目のいきいき広場管理運営事業についてお伺いいたします。光熱水費ということで、電気、ガス、水道のほうがあるんですけど、いきいき広場って介護用品のレンタルなどを行っている事業者が入っていると思うんですけど、その事業者っていうのは何か案分されてるのか、どういう状況になっているのかについてもお聞かせください。

それからその下の委託料、清掃委託ということで高浜市総合サービスに委託されております。ここにつきましても、入札か随契か、それから予定価格についても教えていただきたいのと、随契であれば先ほど言ったように、地方自治法施行令第167条の2の第1項の第1号から第9号までのどこに当てはまっているのかについて教えてください。

それからマシンスタジオについても同様に入札、随契の関係、それから市の見積金額、それから多分マシンスタジオの器具のレンタル料っていうのは、前も別であったと思いますので、それは別でいわゆる本当に運営だけの純粋な委託になっているのかなと思いますので、その確認をしたいのと、あと費用対効果について、利用者数で単純に割ると1人1回1,590円っていう金額になっております。それについてもどうお考えなのかっていうところと、あと利用料金の歳入についてちょっとどこにも載ってきてないので、よく分からないのでどこで分かるのか、幾らになっているのかについてもお聞かせください。

答（地域福祉） いきいき広場の光熱水費につきましては、介護用品の事業者の光熱水費を案分しているのかということですが、現在案分はしておりません。清掃業務の随契理由ですが、167条の2第1項第2号です。予定価格についてはちょっと今持ち合わせておりません。

答（健康推進） 主要成果108ページのマシンスタジオ運営業務委託料につきましてはの御質問の中で、まず随契理由につきましては、地方自治法施行令第2号、性質または目的が競争に適さないということで判断をしております。そしてこの業務自体は管理運営のみという形になってお

りまして、その費用対効果につきまして、委託料につきましては、昨年度近隣市での運営形態、開設時間や休館日などを参考に利用者アンケートを行って利用状況等も踏まえまして、運営事業者との協議の結果、今年度から運営時間そのものを前倒しして日曜日を閉館、事務局管理費の見直しなど、令和5年度の契約額に対して600万円ほどの削減を行っております。今年度も近隣市の状況を参考にマシンスタジオの在り方について検討しております。

問(13) 清掃委託もマシンスタジオも地方自治法施行令167条の2の第1項の第2号ってことなんですね。これ競争に適さないってところなんですけど、特に清掃ってというのは競争に適するものなので、これ2号ってというのは当てはまらないと思うんですけど、代表監査委員の御意見もお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。議選監査委員もお願いいたします。

答(監査事務局) 今、監査委員に質問されてみえますけど、市の事務事業の個別事項となりますので、この場での監査委員の発言は控えさせていただきます。

問(13) あの個別事項を答えていただくのがこの場だと思いますので、ぜひ議選の監査委員の方、それから代表監査員にそれぞれお答えいただきたいと思います。

それから109ページ、3款1項2目の修繕料、いきいき広場の3階廊下等非常用照明器具20基の修繕ということなんですけど、この理由についてもお聞かせいただきたいのと、金額が適正かということはよく分からないんですけど、入札多分されてると思うので、市の積算についてお答えいただきたいと思います。

答(地域福祉) LEDの修繕につきましては入札で行っております。金額につきましては業者見積りを参考に、あと価格、機器の定価等を調べて適正価格を検討しております。また修繕の理由ですが、故障と蛍光灯からLEDへの変更になります。

問(13) 議選の監査委員と代表監査委員の答弁がなくて非常に残念ですが、今適正価格でって言われたんですけど、その価格を教えてくださいたいのと、あとマシンスタジオの費用対効果を考えるためにも利用料金がいくら入ったのか。先ほど私が単純計算して1,590円かかっているんで幾らなのかっていうところが分かればお願いしたいと思います。

それから110ページ、3款1項2目の地域福祉活動応援事業についてお伺いいたします。ボランティアひろばセンター運営事業費の補助金。補助金ということなので運営費っていうのが多分かかっているのかなと思うんですけど、補助金となっているというところで内容についても、なぜこの補助金としたのかっていうところと、補助金がこの金額になったのかっていうところについてもお聞かせいただきたいのと、あと同様に地域福祉活動事業費の補助金、こちらについても内

容と補助金とした理由、そして金額についても御説明いただきたいと思います。

それから先ほどから話がある避難行動要支援者支援事業は非常に大事なことなんですけど、これ昨年と比べて約3倍近く予算づけがされております。この予算の内訳についてお聞かせいただけたらと思います。

答（地域福祉） まず、LEDの単価ですが業者さんから頂いた見積りの金額をネットとかで定価を調べているのでそれぞれの単価については今ちょっと分かりません。

あと次にマシンスタジオの歳入金額をここで答えいたしますと、令和5年度は307万9,730円となっております。

あとボランティアひろばセンターの運営事業費の補助金と地域福祉活動事業費補助金の2件につきましては、補助要綱に基づき補助金で支出しております。

次に避難行動要支援者の予算が大きいよってということなんですけれども、令和5年度につきましてはシステムの修正業務がありましたので、このシステム業務修正業務委託で89万4,300円かかっておりましてこの金額が大きかったと思います。

問（13） その先ほどのLEDの話なんですけど、これ多分LEDの価格だけではなくって作業のいわゆる手間賃というのにもかかってくると思うので、市の積算価格を私は教えていただけたらなというところで聞いております。

それからボランティアひろばの運営事業の補助金ってということなんですけど、補助要綱に基づきってということですが、運営の内容と、それから結局、ここの事業のどれぐらいの割合で補助できてるのかなっていうところを聞きたいですし、地域福祉活動事業費の補助金に関しても、どんな活動内容なのか、それから4,000万円ということですので、どれぐらいの補助をされているのかについてもお答えいただきたいと思います。どれぐらいの割合かというところですね。

それから、避難行動要支援者支援事業でシステムの改修料が89万円ということになると、システムの改修料を引くと多分去年と同じ金額になるのかなと思うんですね、大体。その金額で特に支障なかったのかなっていうところですね。やはりこれ先ほどから他の委員の方も質問されているように非常に大事なことです。特に費用のかかっているものはないということで理解してよろしいかというところについても確認したいと思います。

それから、111ページの委託料のソフトウェア保守委託料ってということで、災害時に避難行動要支援者の情報提供を行うためのシステム保守ってことなんですけど、この委託を行うことによってどのような要支援者の方が効果があるのか説明をちょっとこれ詳しく教えていただきたいの

と、あとこれ多分入札かなと思うんですけど、入札であれば予定価格と応札した会社の数、落札率もあわせてお願いしたいと思います。

答（地域福祉） まず、LEDの修繕のほうの作業費ですが、ほかの電気工事の作業費だったりとかとの比較をしまして、大きく差がないので適正だと考え、見積書を基に積算しております。

あとボランティア広場の補助金のほうですけれども、ボランティア団体さん高浜市 94 団体、約 2,000 名いらっしゃるんですけども、そちらの登録している方たちの講座だったりとかを行っておりますので、そちらの管理だったりとか災害ボランティアの養成講座を行ったり、ボランティア保険に入らせていただく手続きをしたりというものを行っております。

地域福祉活動事業費補助金のほうは主に法人運営の人件費と地域福祉に要する経費、市から様々ある受託事業の管理を行っているというふうに確認をしております。

それから避難行動要支援者のソフトウェアの保守委託のほうですが、こちらは随意契約でやっております。既に入っています富士通 J a p a n 株式会社製のシステムの保守を毎年 27 万 7,200 円で行っております。随契理由は 167 条の 2 第 1 項第 2 号で引き続きの保守になっております。

それから先ほどの修正業務委託の内容ですけれども、こちらはシステム内の管理項目の追加やレイアウトの変更を行っております。こちらの予算これだけで大事な避難行動やれているのかということですが、お金をかければできるということでもなくて、先ほどもお話ししましたが、ピアサポーターのほうも無償で派遣をさせていただいております。そういったものを利用しながら登録者数を増やすということが目的ではなくて、実効性のある計画を一つでもいいから作れることが重要だよという話をさせていただいておりますので、対象者の方への周知だったりとか支援者の方への御理解を深めるということをできるだけお金をかけずにやれることをやっていきたいと考えております。

問（13） 適正価格って先ほどから言われてるので、これ後でも結構ですので市の積算金額を教えてください。

それから先ほどの 110 ページの地域福祉活動事業費補助金はこれいわゆる社協さんへの補助金ということでしょうか、その確認と。あと 111 ページの避難行動要支援者登録支援業務委託ってということなんですが、これ今、登録者数と未登録者それぞれ何名なのか、それから登録率とか目標にしている数とかあれば教えていただきたいのと、それからその下の避難行動要支援者管理システム修正業務委託ということで、システム内の項目の追加やレイアウト変更等に伴う委託ってということなんですけど、どういった項目とかが考えられるのかということがよ

く分からないのと、レイアウト変更っていうのに関しては何か地域でやってるっていう話もあるので、ここであえて委託してるっていうところについての御説明をいただけたらと思います。

答（地域福祉） まず最初の地域福祉活動事業費補助金は社会福祉協議会に対する補助金です。

避難行動要支援者に関しましては、登録者数というのは把握はしておりませんで、登録に同意していただいた数っていうのは1,216名で、把握ができないというのは対象の方の抽出がこちらでできていない、できていないというか、75歳以上であっても健康な方は対象になってこないものですから、そういった方を含めた75歳以上の人数だったりとか高齢者のみ世帯の人数というのが出るんですが、その方たちが全員支援が必要かというところというわけではないものですから、あの登録の目標とかも特には決めておりません。

あと追加した項目は、今回、要援護者登録っていう項目がなかったものですから、そういった項目をシステムの中に入れていただきました。レイアウトの変更というのは中の帳票のレイアウトなので、地域の方がやっていたものではございませんので、システムの中の帳票のレイアウトの変更をさせていただいたということになります。

問（13） 117 ページ、3 款 1 項 3 目の障害者自立支援給付事業についてお伺いしていきます。身体障害者の手帳の交付台帳登載数、1 級から 6 級まであるんですけど、全て人数が減ってるんですけど、これ全て減ってるっていうのがちょっとびっくりしちゃったので、そのあたりの御説明いただきたいのと、その下の各障害者別の増減についても特に肢体不自由の方が 22 名も減ってるっていうことなので、増えるっていうならそれは分かるんですけど減るっていうのがちょっとよく分からないのでその御説明を教えてくださいなと思っております。

それから 120 ページ、3 款 1 項 3 目の民生費、社会福祉費の障害者在宅・施設介護費の自立支援医療費、更生医療ということで腎臓の血液の透析をされている方が令和 5 年度 51 名見えます。高浜豊田病院の利用者の方はこのうち何名なのか教えてください。

答（介護障がい） まず、117 ページの身体障害者手帳の減少の理由なんですけれども、どちらかというと身体障害者手帳をお持ちの方は高齢の方が多いので亡くなられるというのが主な理由でございます。それはこの二つ目の肢体不自由の方についても同じというふうに理解しております。

それから 120 ページの高浜豊田病院の人数でございますが、21 人というふうに承知しております。

問（13） 今お亡くなりになられた方でっていうことで減っている理由ということはそれはそう

いう理由もあるっていうのは理解できるんですけど、4年度末に比べるとだいぶ減ってるんですよ。そのあたりがちょっとよく分からないので理由がわかれば教えてください。

委員長 ただいまの質問質疑に対しまして今答弁いただいておりますので、もうそれ以上でもないとしますので、この答弁を打ち切らせていただきます。

問 (13) 122 ページ、3 款 1 項 3 目、消費税延滞税修正申告補償金っていうのが新たにこれ上がってるんですけど、これちょっとよく分からないので内容について教えてください。

それから 125 ページの 3 款 1 項 4 目、障害者おためし外泊支援事業なんですけど、これ全て外泊っていうのは、もうみんなの家の利用者と同じということで理解でよろしかったでしょうかっていうところですね。

それから 128 ページ、3 款 1 項 6 目の老人憩の家等管理運営事業についてお伺いいたします。高浜北部老人憩の家解体工事設計業務。この解体工事自体の応札が何社か、落札率、それから市の予定価格についてお聞かせいただきたいのと、同じく下の工事請負費についても、入札の応札が何社か、落札率、予定価格、それからここ坪数、平米でも結構ですので、平米数についても教えてください。

答 (介護障がい) まず 122 ページですが、こちらの補正予算計上させていただいたときに御説明させていただいておりますので、改めてということではございませんが、この相談、いわゆる障害者総合支援法の 77 条に位置づけられる市が直接行う又は委託をして行う相談支援事業が、全国的に消費税課税というものであったものが非課税という誤認が多くされていたという中で、高浜市においても同様のことがございましたので、それぞれ委託をしております社会福祉協議会、昭徳会に対して、この消費税の修正申告に伴って発生した過去の消費税、それから加算税についてを市のほうから補償をさせていただいたものでございます。

次に 125 ページでございますが、おためし外泊支援事業の場所でございますが、制度としてはみんなの家、もしくはチャレンジサポートたかはまが事業所内というものに対しての助成なんですけど、この 5 年度につきましてはチャレンジサポートたかはまでおためし外泊を実施をされたということでみんなの家の利用ではございません。

答 (健康推進) 主要成果 128 ページの老人憩の家等管理運営事業で、高浜北部老人憩の家の解体工事の設計と解体工事につきまして、まず設計業務につきましては、4 社の応札がありまして、落札率は 79.6%になります。解体工事につきましては、1 社の応札で落札率が 99.5%、設計金額の方が 663 万 1,768 円、延床面積が約 23 坪になります。(後述訂正あり)

問 (13) ちょっと答弁漏れで、北部老人憩の家の解体工事設計業務の予定価格が分からなかったのと、あと、解体工事本体の方の積算、さっき 663 万 1,768 円って聞こえた気がするんですけど、これ合ってますかね。これだと契約金額のほうが大きくなっちゃうので、私の聞き間違いだったら申し訳ないんですけど、ちょっとそこをもう一度確認したいのと。

あと引き続き 129 ページの委託料の公共施設推進プランの全世代楽習館耐震診断等業務委託。こちらについても同じく平米数、それから委託の応札、何社で、落札率と市の積算金額についても教えてください。

答 (健康推進) 高浜北部老人憩の家の設計金額につきまして、先ほど 663 万 1,768 円ということをお伝えしましたがこれちょっと誤りがありました。設計金額については、今手元に詳細な積み上げの数字を持っていませんので回答は控えさせていただきます。

続いて全世代楽習館につきまして同様な御質問の中で、解体工事の設計業務につきまして、4 社からの応札がありまして、落札率が 65.4%ということと、延べ床面積につきましては、180 平米、約 55 坪となっております。

問 (13) 北部老人憩の家解体工事の設計業務、設計のほうの市の積算、それから本体工事の積算、それから全世代楽習館の市の積算について、これ後日でも結構ですので教えてください。

それから 131 ページ、3 款 1 項 7 目の介護認定システム修正業務委託。これ修正になるので結局随契なのかなと思うんですけど、そのあたりの確認をしたいと思います。

それから同じくその下の下の介護保険システム修正業務委託。こちらについても随契になるんでしょうかね。随契であれば随契理由もあわせて一応確認したいと思います。

それから 132 ページ、3 款 1 項 7 目の委託料、ケアハウス湯山安立外壁調査・改修設計業務委託。こちらと同じように委託で出ておりますので、設計が応札何社か、落札率、市の見積り金額についてもあわせて教えてください。

答 (介護障がい) 131 ページの介護認定システムの修正業務委託、以下 4 つの修正システムの修正業務委託につきましては、いずれも 1 者随契でございまして、地方自治法施行令第 167 条の 2 項第 1 項の第 2 号で理由としておるものでございます。

それから 132 ページのケアハウス湯山安立外壁調査・改修設計業務委託につきましては、入札で応札の業者は 4 社でございまして、落札率は 72.9%でございまして。設計については内部設計をしております、予定価格は 2,455 万 572 円としております。

問 (13) 133 ページの 3 款 1 項 7 目、地域医療介護総合確保基金事業で、先ほどからがじゅま

るのお話があります。あ・うん閉鎖されて利用者さんがじゅまるへ移ったよってことなんですけど、あ・うんで働いてた方については、いわゆる職場がなくなっちゃったってことなんですけど、この方たちも皆さんがじゅまるのほうに異動されたんでしょうか。

それから、その下の介護人材確保・育成の昭徳会のコーチング研修ということなんですけど、これちょっとよく中身が分からないので内容とか、これ多分講師の費用になるのかなと思うんですけど、内容と、あとこういった昭徳会さんがやられているっていう研修なんですけど、対象とか、対象を広げられてるのかどうか、そのあたりについても教えてください。

委員長 答えられる範疇でよろしいのでそのあたり教えてください。

答（介護障がい） 133 ページでございますが、まず、あ・うんで働いていた方はがじゅまるでは働いておりません。

それから、研修の内容につきましては、いわゆる昭徳会さんが高浜安立荘が中心になって職員の中でコーチングを、要はコーチングというのはティーチングとは違ってティーチングを教えるというものです。コーチングはそれぞれ職員が持っている力を引き出すためのコーチを回していくという内容でございます。それを講義形式とグループワークをもって研修をするものでございます。こちら公開研修の補助金でございますので、昭徳会の職員に加えてほかの事業所からも参加をされております。下の社会福祉協議会の研修につきましても、これは同様の事業ですので他の法人からの参加があるというものに対する助成でございます。

問（13） 137 ページの3款1項8目、委託料のアスクネットさんへの委託なんですけど、多分これまた随契って言われるのかなと思うんですけど、随契理由、それから、これ費用対効果がいつも分からないんですけど、市の積算、これについても同様に幾らで市は見積り作っているのか教えていただきたいのと、それから同じくその下の窓口通訳等の業務委託、これ先ほどポルトガル語で週3日ですよってというお話いただきました。同じくこれはやはり直営でこういった人材確保の面で必要かなと思うんですけど、多分こちらも随意契約でされてるのかなと思うのでそのあたりについても教えてください。

答（地域福祉） 学習支援のアスクネットに対する随契理由ですけれども、1者随契になっておりました。167条の2第1項第2号で、こちらは平成27年からずっとやっていただいておりますので継続的なものが理由になっております。また費用対効果というのは積算は、私は子供の学習を支援しているのに費用対効果どういうふうに出せばいいか分からないのでちょっとお答えができません。積算につきましても業者からの見積りで予算を立てております。ポルトガル語の通

訳につきましては、こちらは生活困窮者の事業の中で補助金をいただいてやっておりますので、直営にする考えはございません。こちらも 167 条の 2 第 1 項第 2 号で随意契約としております。委員長 審査の途中でございますが、今現在 17 時を回っております。今回、決算特別委員会、非常に進みが悪いです。質疑と質問、御理解いただけてない委員の方もみえるかと思いますが、このまま 3 款を終わるまで続けさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それではこのまま続けさせていただきます。委員長からお願いがございまして、当初でお話しました、簡易な質疑、それから調書に載っていること、それ以外の重複する質疑については御遠慮いただきまして円滑なる議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは再開します。

問 (13) 今のアスクネットさんの話なんですけど、金額とか人数とか曜日とかによっては、例えばこれはいいかどうかは別としても、塾に行くんだけど低所得者の家庭にはこれだけ補助しますよとか、そういうことも金額によっては委託するよりもそういうやり方っていうのも一つあるのかなっていうところなんですけど、今の説明でいくと、ずっとやってるから継続的だから 2 号ですよっていうのは、これが一番まずい随契理由になるかなと思うんですけど、これについての…

委員長 倉田委員に申します。随契理由を審査してるのか決算なのか、その辺明確にして質疑を行ってください。決算に関連付けてしっかりと質疑を行ってください。

問 (13) 随契か入札かによって金額変わってきますので、そこはもう本当に一番大事な根幹だと思っておりますので、しっかりお聞きしたいと思えます。これ、本当に逆に 2 号随契ですずっとやってるから 2 号随契ですよっていうのは、一番心配な御答弁なんですけど、監査委員さんの御意見聞きたいと思えます。

それから、138 ページの 3 款 1 項 9 目のコグニ倶楽部なんですけど、昨年度、まだちょっと効果の検証結果出せませんよってことだったんですけど、現在どのようになっているか教えていただきたいと思えます。

それから 3 款 1 項 9 目ホコタッチ。こちらのほうなんですけど、読み取り機が今ちょっといろんな市民の方からお話がございますので、読み取り機が減ってるのかなっていうところなんですけど、読み取り機の設置の経緯と、それから公共施設以外の設置の台数、それから参加人数の経緯

についても教えてください。

答（地域福祉） まずアスクネットさんの関係ですけれども、アスクネットさん学習だけの支援ではなくて生活習慣の改善だったりとか、親御さんの支援なんかもしていただいております。なので成果の一つとしましては、高校中退しちゃったような子も引き続きずっと支援しているので自分でいきいき広場に相談に来て、そこから就職に繋がったという子もいらっしゃいますので、これが継続してずっと顔が見えている関係だからできたことなのかなと思っております。

ホコタッチのほうですけれども、読み取り機の設置の経緯についてはちょっと今分からないんですけれども、設置台数については、公共施設に6か所で、公共施設以外でいきますとスギ薬局に2か所設置しております。活動量計の利用状況としましては、昨年度は年間で2万1,391人、ひと月当たり1,700名程度の利用があります。

答（健康推進） 主要成果138ページの認知症早期発見事業でコグニ倶楽部につきまして、こちらのほうは国立長寿医療研究センターと共同で行ってございましたが、このプログラム自体は終わっておりますが、この事業は県内の7つの自治体が参加する大規模な研究事業となります。高浜市は知多市に次いで2番目に研究期間を終了させておりますが、今後残りの5つの自治体で研究が終わり次第、効果検証が行われると聞いております。効果検証ではスマートフォンを用いた様々な実施と、それらの活動を自己管理することで活動的なライフスタイルを過ごすことが認知症の発症に対してどのような効果を持つか検証するものとなると聞いております。

問（13） 150ページ、3款2項2目の保育サービス費なんですけど、民間保育所の入所状況ということで、まず上に吉浜北部保育園がありまして、その下に民間園がございます。定員ということでこれはいっぱいいっぱい入って定員なのかなと思うんですけど、それに対しての入所者数っていうのがこれよく分からないなっていうところと、あと151ページ、3款2項2目の保育サービス費の扶助費のほうなんですけど、こちらちょっと定員に対してのちょっと子供の数っていうのがよく分からないっていうのと、あと、たかはまこども園に関してはちょっとこの定員だけ見ると保育士がすごく少ないんですけど、少ないっていうのはいわゆる加配の保育士さんの必要性がないっていう理解でいいのかなっていうところ、そこについては教えていただきたいなと思います。

それから152ページの3款2項2目の委託料の吉浜北部保育園の給食調理業務委託料、高浜市総合サービス。こちらについても随意契約かなと思うんですけど、随意契約の理由、それから予定価格についても教えてください。

答（こども育成） まず保育所の定員に対する入所者数についての御質問でございます。この表には記してありませんが、入所者数につきましては、特に古い地域である高浜地区において、いわゆる定員に満たないような実情がございます。そのあたりにつきましては、今後の動向等も見ながら第3期の子ども・子育て支援計画において調整をしていきたいというふうに考えてございます。

扶助料のほうのこども園について、たかはまこども園については職員数が少ないのではないかっていう御質問でございます。こちらもしいわゆる配置基準に即した形での配置となっております。加配が少ないのではないかな等は当然勘案するところではございますが、基準を満たした形での経営を行っているという形になります。

次に152ページの保育園給食調理業務につきましては、167条の2第1項第2号となっております。予定価格につきましては、契約額と同額となっております。

問（13） 154ページ、3款2項2目の保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金として、いわゆる保育園の子供に対しては4月から9月は1食60円、10月から3月は1食100円を保育所、それから認定こども園に対して補助をしましたっていうこと。そうなってくると、唯一、公立の幼稚園だけは給食費の補助がなかったって理解でいいのかどうかっていう確認をしたいなあっていうところと、あと小学校の給食費も上がったので、それに伴って幼稚園も上がってるのかってところの確認をしたいと思います。

それから小規模園のほうについても同じように4月から9月が1食60円と10月から3月が1食100円ということなので、いわゆる全部で何らかの対処したよっていうならそれはそれでいいんですけど、対処に当たらなかったところがさっき言ったみたいになればそれについては教えていただきたいなと思います。

それから156ページ、3款2項2目の家庭的保育推進事業についてお伺いしたいんですけど、入所状況についてっていうことなんですけど、定員が5人、5人、5人っていうことでこれ年間の延園児数っていうのは、これは月っていう計算でいいんでしょうかね。ちょっとその単位がよく分からなかったんで単位について確認したいと思います。

答（こども育成） まず、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金についてでございます。こちらについては、民間保育所に対して補助を行っているもので、小規模についても同様に補助を行ってございます。幼稚園については今回補助の対象となっていないので、いわゆる公立、私立についても市のほうからの補助等は一切行っておりません。

家庭的保育の年間延園児数として今回表の方で挙げさせてもらっておりますが、いわゆる年間の園児数になりますので単純ではないんですけども、12で割った数その月ごとの平均的な利用者っていうふうになると思います。

保育園に比べて幼稚園のほうが給食費が高いというような御意見もございましたが、あくまでいわゆる給食費の算定につきましては材料費に対して頂くものでございます。こちらについても補助金が令和4年、5年と民間保育所等がございましたが、令和6年度ない中で公立につきましても給食費等については今後検討が必要ではないかというふうに認識してございます。

問(13) やっぱりちょっと単位とかについては分かりやすく記載のほうを今後お願いしたいなと思っております。それか160ページの3款2項3目のみどり学園運営事業の工事請負費ということで、みどり学園駐車場整備工事というのがございます。これ多分予算のときに一度説明を受けてますけど、もう一度工事としては説明どおりなのかどうかというところと、工事の範囲の平米数についてもお聞かせいただきたいと思っております。

それから161ページの3款2項3目、児童センター事業についてお伺いしたいと思っております。児童センター利用状況等ということで、委託で高浜児童センター維持管理業務委託ということで、これ後からもちょっと同じような質問をするんですけど、あおみが丘コミュニティのほうに維持管理費ということで出てるんですけど、これが私PFIの契約の中にてっきり入ってたのかなって思い込んでたんですけど、これ別枠で管理業務委託をされてるっていうことになると、逆に言えばPFIじゃないよっていうことになれば、あおみが丘ではなくても入札でもできちゃうのかなと思うんですけど、そのあたりについてもちょっと御説明いただきたいなと思っております。

それから162ページの放課後児童健全育成事業についてお伺いしたいと思っております。これを見ると、私高取南っていうのはてっきり直営だったと思ったんですけど、これシルバーのほうに委託先って書かれてるので、これ直営じゃないんですかね、ちょっとそこがよく分からなかったのと。あとシルバー連合会が東海と翼と高取南っていう形で委託をされているのであれば、高取北と高浜がこの子供の定員数で見ても何か非常に高いなっていうところがあるんですね。また委託料も上がってるんですけど、大きく。すごく上がってるなと思うんですけど、その理由についてもお聞かせいただきたいのと。

あとその下の清掃業務委託っていうことでシルバーさんに104万9,680円。これどちらの業務委託になっているのかあわせてお聞かせください。

委員長 みどり学園については予算時の説明と変わっていることがあれば答弁の方お願いいた

します。

答（こども育成） みどり学園についてはまず整備工事費の関係ですが、ちょっと平米数については今手元に資料がないので、お答えすることはできません。経緯とかで場所につきましては補正予算で御説明したとおりでございます。

次に、児童センターの関係で、高浜児童センター維持管理業務委託料についてでございます。こちら、いわゆる費用案分をしております、契約自体はいわゆるPFIの契約のものとなっております。その中で高浜児童センター分と高浜小学校分とたかぴあ分をそれぞれ割り振って、それぞれの予算で支払いしているものでございます。

あと、シルバーの東海、翼、高取南にあるということで、これいわゆる直営ではありますが、いわゆるヘルプとしてシルバーさんに手伝いをいただいているところに対する委託料の支払いでございます。吉浜、高浜の委託料が高い理由でございますが、支援数が他の児童クラブとは異なりまして1支援ではなく2支援を行っているというものでございます。あと清掃業務委託ですが、翼と高取の児童クラブでございます。

問（13） 清掃業務委託、高取って言われたんですけど、これ高取南になるんでしょうかね。

「南です。」と発声するものあり。

問（13） では、なぜちょっとこの2つだけなのかなっていうところも教えていただきたいのと、今高取南は直営でやってるけどヘルプでシルバーの方に委託に入っていたくっていうふうでお話あったんですけど、それだと委託っていう形だとそれはできないと思うんですね、契約上。そのあたりちょっとなぜ委託でこの金額が入ってるのかかなってというのが御説明いただけたらなと思います。

答（こども育成） あくまで委託料としてお支払いはしておりますが、愛知県シルバー連合会につきましては、派遣契約において契約を行っているものでございます。

あと翼と高取南の清掃につきましては、カーペットの清掃として委託をしているところでございます。（後述訂正あり：第3日目冒頭）

問（13） これ契約相手が愛知県シルバー連合会さんですかね。実際多分高浜のシルバーの方が来てるんじゃないのかなと思うんですけど、県のほうとしては以前、県に聞いたら派遣業務とかやってないですよみたいな話があったんですけど、今やってるってということなんですかね。

ちょっとそのあたりよく分からないので教えていただきたいと思います。

答（こども育成） 高浜市シルバー人材センターは派遣業務を業としては行っていない中で、愛知県のシルバー人材センターは業として行っているということで派遣契約を交わしているものがございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれをもって打ち切りとし、明日19日、午前10時より再開いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日の審査はこれをもって打ち切り、19日、午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

委員長挨拶

散会 午後5時20分